

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 9 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、林下副委員長、石田・高橋（克幸）・川畑・ 前田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、川畑委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅エコリフォーム助成事業について、前回の当委員会以降の進捗状況について報告いたします。

平成 27 年第 2 回定例会終了後、市内建設関係 4 団体に、冬期間における当該事業の利用見込みなどについてヒアリングを行いました。その結果、冬期間における事業の利用は見込まれないことの認識や平成 28 年 4 月当初から事業を実施してほしいこと、対象者の決定方法については、抽選ではなく先着順にしてほしいことなどの意見が出されました。

本市では、この結果を踏まえ、制度の素案を作成し、8 月 19 日に、建設常任委員会の委員の皆様に住宅エコリフォーム助成事業説明会を開催し、助成事業案及び今後のスケジュール案などについて御説明し、御意見をいただいたところです。

主な意見としましては、1. 市民や事業者に早く事業を周知してもらいたい、2. 実施後、予算額を超えた応募があれば補正予算を組んでほしい、また 3 から 5 年間の事業の状況を見て、必要があれば予算増額も検討してほしい、3. 何らかの理由で国費が導入できなかった場合でも、一般財源で予算を確保して事業を続けてほしい、4. 前回の住宅リフォーム事業登録者については、本事業の登録手続については簡素化してほしいなどがあります。

今後、これらの意見を踏まえ、北海道との協議を進めながら最終的な制度設計を進め、12 月までには規則案を制定し、平成 28 年第 1 回定例会に予算を提出して、平成 28 年 4 月当初から本助成事業を開始したいと考えております。

また、委員の皆さんから御意見もありましたが、事業者に早めの周知を図るため、10 月末に市内建設関係団体が開催する予定の技術講習会で、本事業の内容を周知するとともに、予算内示後の来年 2 月ころには事業者説明会を開催し、また事業者登録についても年度内に行い、来年 4 月当初から事業の受付を開始できるように取り組んでまいります。

○委員長

「既存街路防犯灯の LED 化推進事業の申請状況等について」

○（建設）庶務課長

既存街路防犯灯 LED 化推進事業の申請状況等について報告いたします。

本事業につきましては、これまで市民や議会からの強い要請を受けて、街路防犯灯の老朽化や電気料金の値上げに伴い、各団体の負担を軽減するため、省エネルギー効果が高く、二酸化炭素排出量も少ない LED 化とするとともに、不要な街路防犯灯の撤去を推進するため、3 年間の期間限定で助成する事業として、平成 27 年度から実施しているものであります。

初めに、「1. 申請状況」でございます。（1）の対象団体の状況一覧につきましては、年度当初の対象団体の調査では 182 団体でありましたが、新たな町会の追加、市営住宅通路内の街路防犯灯や既に LED 化した町会などの対象外団体を除き、8 月 31 日現在で 169 団体となり、保有灯数の見込みが 1 万 1,399 灯となりました。

次に、（2）の申請状況一覧につきましては、8 月 31 日現在、160 団体が申請済みで、申請予定団体は 9 団体となっております。平成 27 年度の申請灯数は 3,738 灯であり、そのうち 40 灯は不要となる街路防犯灯の撤去となっ

ております。また、3年間の改良計画灯数は1万1,399灯となり、そのうち82灯が撤去となっています。

なお、現在、申請予定の9団体のうち8団体につきましては、9月末までに申請をいただく予定ですが、残りの1団体につきましては、商店街の街路防犯灯で特殊な工事が必要となり、工事費が多額となることから、現在、商店街組合において費用負担について検討中であるため、今後も同組合とは引き続き協議を行っていきたいと考えております。

次に、(3)の月別申請団体数及び(4)の地区別申請団体数につきましては、記載のとおりであります。

最後に、2の予算についてでございますが、8月31日現在での工事が完了し、完了検査が終了した支出確定額は4,745万5,300円となり、本年度の支出予定額は申請された160団体では1億1,853万8,400円となっており、このほか申請予定の9団体分を加算したものが本年度の執行額となる見込みであります。

○委員長

「平成27年度除雪計画について」

○(建設)雪対策課長

平成27年度の除雪計画につきまして、資料に基づき報告させていただきます。

1の除排雪の作業対応についてであります。除雪体制は昨年度の6地域の総合除雪体制から除雪拠点を1か所増やし、7地域での業務実施を考えており、(1)の除雪、この中の①ですが、車道除雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせて合計513キロメートル、②の歩道除雪につきましては、合計で112キロメートルの作業を計画しております。

また、(2)の排雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせて合計で228キロメートルの作業を計画しております。

なお、除排雪の延長につきましては、昨年度と同様になってございます。

次に、2の凍結路面の作業対応についてであります。①のスリップ防止材散布延長は昨年度と同じ56キロメートル、②の砂箱設置は昨年度から2か所増の646か所、③の砂まきボランティアは平成26年度の実績値で平成25年度から8件少ない205件となっております。④のロードヒーティングにつきましては、昨年度から1か所増の232か所となっております。

次に、3の雪堆積場等の管理対応についてであります。昨年度と同様、今年度も市民に開放する雪堆積場等を5か所開設する予定ですが、今年度から銭函地域にあります銭函御膳水の雪堆積場が利用できなくなるため、現在、代替施設の確保に向け地権者等と調整中であります。11月に開催予定の除雪懇談会までには示すことができるよう、進めていく予定でございます。

また、道路管理者専用の雪堆積場等につきましては、平成26年度で市内に7か所確保しておりましたが、今年度では費用対効果を検証しつつ、新たな雪堆積場の増設に向けて取り組み、受入れ態勢を整えていきたいと考えております。

次に、4の今冬の重点的に取り組む項目についてであります。まず、(1)の今後の除排雪作業の見直しの第一歩としての取組につきましては、①として、第1種路線及びバス路線となっている第2種路線の路面整正作業を強化する、②の第2種路線の出動基準を試行的に15センチメートルから10センチメートルにして実施し、そして③の除雪拠点をこれまでの6か所から7か所に増設することを考えております。

除雪拠点の増設につきましては、この後ろに添付してございます図1の市内除雪区域割図、それとさらにその後ろについてございます表1の地域総合除雪業務の地域別・除雪路線種別一覧表で概要を御説明いたします。

まず、図1の市内除雪地域割図をごらんいただきたいと思います。

この図面の中で、図面右側に四角で囲んだ新規との表記がありますが、この地域が新たに増設した第7ステーションが担当することになる若竹・桜地域であります。この地域は昨年度、左隣の第2ステーションが担当している

松ヶ枝地域から若竹地区を、また右隣の望洋台・朝里地域から桜地域を分割して新たな地域としたものであり、市内 6 地域の中でも除雪に関する市民要望が多いことから、除雪拠点を増設するものであります。

次に、表 1、地域総合除雪業務の地域別・除雪路線種別一覧表をごらんいただきたいと思ひます。

この表は、地域総合除雪業務で対象としている除雪路線を地域別、除雪路線種別にまとめたもので、上段が平成 26 年度、中段が今回見直ししました平成 27 年度の値、下段が増減となっております。今回の見直しでは、もともと第 2 ステーション、第 3 ステーションの担当地域に新たなステーションを設けることで 3 分割したものであります。増減の値を見ていただくとおわかりのとおり、新たな第 7 ステーションの担当地域は、これまでの第 3 ステーションの受持ち路線が多かったことで、第 3 ステーションからの分割分が大きな割合を占めております。

また、資料 1 に戻っていただきたいと思ひます。

最後に、先ほどの今冬の重点的に取り組む項目の(2)になりますが、主要交差点の雪山処理、主要通学路における歩行路の確保、そして(3)の砂まきボランティアなど、市民との協働による除雪作業の推進についても、昨年度に引き続き取り組んでまいります。

○委員長

「小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請受付について」

○（建設）庶務課長

それでは、小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請受付に係る経過について報告いたします。

本日お配りいたしました入札等参加申請受付の経緯に係る資料もあわせてごらんください。

本入札等参加申請については、平成 28 年 8 月 19 日に、小樽市指名登録業者のうち道路除雪等業務に登録している 37 社に対し、説明会の開催案内を送付し、8 月 28 日に説明会を開催いたしました。9 月 1 日付けで道路除雪業務に 1 社の新規登録業者があったことにつきまして、担当課より通知がありましたので、同日、その旨を道路除雪等現登録業者 38 社に通知いたしました。9 月 7 日、同入札等参加申請受付を実施していることを市長に報告した際に、市長から、今年度の除排雪業務の基本方針である、よりきめ細かな除雪を実施するために、次の 2 点について提案がありました。

一つ目といたしまして、新たな拠点数が増えることで、除雪に携わる業者数が増えることを期待しているが、共同企業体の構成員が 2 社以上となっていることから、各共同企業体の構成員数が減る可能性があるため、業者数を増やしてほしいこと、二つ目として、共同企業体が除雪業務を実施する際に、もっと地域とかかわりを持つことを登録予定業者に伝えてほしいこと、以上の提案を踏まえ、部内で検討した結果、各地域の除排雪推進体制の縮小が懸念されることから、9 月 11 日に小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請提出要領を改訂することとしたものであります。申請受付期限が 9 月 16 日であったため、既に申請書を受け付けしておりますので、本申請書の審査及び登録決定通知に対する手続を一旦保留することとして、対象企業へ通知するものであります。

要領改訂と審査登録決定に関する手続の保留についての案内は、本日中にファクシミリによりお送りするとともに、後日、新たな提出要領及び申請提出時期、入札予定日等のスケジュールについても御案内いたします。

次に、資料の 2 枚目をごらんください。

本市では、さきの説明会で配付した小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領の 1 枚目ですが、このたびの改訂で、3 の競争入札等参加申請に必要な要件の下線部分に変更となった箇所がございます。「構成員は 2 社以上とする」が「4 社以上」に、(5)の「地域に密着したきめ細かな除雪事業」が「地域に精通したきめ細かな除雪」に、それぞれ改訂となったものです。

なお、このたびの構成員数の改訂は、地域総合除雪に係る改訂であり、雪処理場管理業務については、従前のおりとなります。

また、入札予定日をはじめとするスケジュールについては、適正な期間を確保した日程により御案内したいと考

えてございます。

○委員長

「平成 27 年第 2 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

初めに、資料の訂正をお願いいたします。表題に平成 27 年第 1 回と記載しておりますが、第 2 回の誤りでございます。修正のほう、よろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、報告に移らせていただきます。

本年 9 月 4 日に開催されました平成 27 年第 2 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の議案等の内容について御報告いたします。

議案等につきましては、平成 26 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定を含む議案第 1 号から議案第 4 号並びに報告第 1 号の 5 件となっており、議案につきましては、それぞれ可決・認定されております。

議案等の内容につきましては、お配りしている資料のとおりとなっております。このうち、議案第 4 号平成 26 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の概要について説明いたします。

資料の 2 枚目をめくっていただきまして、2 ページと書かれております資料をごらんください。

平成 26 年度は、用水供給開始 2 年次目となっております。

それでは、予算の執行状況について説明いたします。

予算執行のうち、まず、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、予算額 19 億 2,330 万 4,000 円に対して、決算額は 19 億 2,093 万 974 円で、237 万 3,026 円の減となり、執行率は 99.9 パーセントとなっております。支出につきましては、予算額 20 億 1,237 万 8,000 円に対して、決算額は 18 億 9,324 万 1,885 円で、1 億 1,913 万 6,115 円が不用額となっており、執行率は 94.1 パーセントとなっております。

収益的収入、支出の差引きにおいては、予定不足額 8,907 万 4,000 円に対して、決算では 2,768 万 9,089 円の残額で、差引き 1 億 1,676 万 3,089 円の好転となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は予算、決算ともございません。支出につきましては、予算額 4 億 7,677 万円に対して決算額は 4 億 7,557 万 5,713 円で、119 万 4,287 円が不用額となっており、執行率は 99.7 パーセントとなっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、石田博一委員の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎除排雪について

若竹・桜地区に新たに除雪にかかわる第 7 ステーションを設けるとの説明がありました。私も、同地域の冬期間の環境整備の充実に期待をしている一人であります。

そこでお聞きしますが、まず、この第 7 ステーション開設に至るまでの経緯、これについてお知らせをいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今回、新たに増設いたします第 7 ステーションの開設の経緯でございますが、まず、私ども、この市の地域総合除雪業務は現在 6 地域に分けて実施している状況でございますけれども、各除雪拠点を受け持つエリアをコンパクトにして、なるべく目が行き届くような除雪をしていくということを、前提として考えてございます。そのほか、

全市的に各ステーションが担っている作業量ですとか路線延長等を調べた中で、やはり現状では各地域別に少し差異があるという状況でございます、こういった地域間の格差が最終的にはそのエリア内の住民サービスにもつながってくるということもございまして、この見直しを進めていきたいということで考えてございます。

この見直しにつきましては、今後いろいろな調査を踏まえた中で進めていくということで考えていますが、そういった状況にありまして、本年度、段階的な取組といたしまして、特にこのエリアの中でも市民の声、これは市民の要請等でございますけれども、こちらが多く寄せられているこの現状での第 3 ステーションのエリアに新たに段階的な取組として拠点の設け、少しでも改善を図っていくということで考えてございます。

○前田委員

総体的な説明を、今、聞きました。ということで、今日の直近に至るまでの第 7 ステーションにかかわる時系列的な流れというようなことでの説明はできますか。

○（建設）雪対策課長

時系列的な内容でございますけれども、まず基本的には、今回、市長が掲げている内容ということで、市長が就任されてから、この拠点の増設ということについて、建設部に指示が来たという中で増設に向けて取り組めないかということで、私ども検討を始めた次第でございます。その中で、いろいろと検討を進め、そして各ステーションの状況分析をした中で、7 月に入りまして一定程度の整理ができて、市長にも何回か御説明をして、最終的にこの新たな拠点を設けるというところに至ったわけでございますが、その際、私どもで 5 ステーションの比較した状況等も御説明した上で、この既存の第 2、第 3 ステーションのエリアのほうで設けたほうが良いということで、最終的に部内でも結論を出しまして、今回の提案に至ったというところでございます。

○前田委員

これは庁議なのか、会議なのか、打合せなのか、このようなことをどの程度行ったのですか。いきなりそういう結論に至ったのですか。

○（建設）雪対策課長

部内の会議若しくは課内での会議というのは、結構頻繁に行ってきたでございます。その中で、足りない資料等、もう少し検討を深めるべきですとか、そういったような議論の中で進めてきたということでございまして、市長も含めて御説明させていただいた中では、3 回ぐらいの会議は持たせていただいた中で御報告をして、今回に至ったというところでございます。

○前田委員

それで、第 3 ステーション関係への苦情件数が多いというふう聞いております。本会議でも答弁があったのかと思いますけれども、もう一度両地域のうち第 7 ステーションと第 3 ステーション、それと潮見台の第 2 ステーションの関係でお示してください。

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度の市民からの要望ということで、件数でお答えさせていただきます。まず、第 2 ステーションは総数で 607 件来てございます。また、第 3 ステーションは 997 件、この 26 年度の総数が 3,306 件ですので、この第 2、第 3 ステーションで 50 パーセントぐらいを占めているという状況でございます。

○前田委員

第 2 ステーションで 607 件、第 3 ステーションで 997 件来ているということで、今回、この若竹・桜地域に第 7 ステーションということで、その苦情件数が 997 件というのがここに限ったというのは、違うのでしょうか。997 件というのは、新光方面も入っての話なのでしょう。

○（建設）雪対策課長

この第 3 ステーションの 997 件は、新光・朝里地域も入った総件数でございます。

○前田委員

この若竹・桜地域に第7ステーションを設けるということは、苦情が多いからということなのだけれども、そこに限った苦情というのは、分析上何件と出てきているのですか。

○（建設）雪対策課長

今回、分割しました若竹・桜地域に限ってのこの市民の要望等の集計はしてございません。

○前田委員

していないのに、なぜ苦情が多いというのがわかったのですか。

○（建設）雪対策課長

今回の増設につきましては、まず、この第2、第3ステーションが市全域の中で約半分の苦情を受け付けているということで、苦情が多いエリアというふうに私どもは考えてございます。それゆえに、今二つの拠点で担っていますけれども、このエリアに新たにもう一つ拠点を設け、それぞれの除雪拠点が受け持つエリアを小さくすることで、少し改善が図られるものと考えてございまして、要するに第2ステーションの持っているエリアから第3ステーションが持っているエリア、このエリアの中に新たに拠点を設けて、少しこの改善を図っていくことが基本的な考え方です。

○前田委員

きめ細かな除雪という意味では、苦情内容を聞けば、恐らく訪ねてくる人はそんなにいないと思いますから、電話で聞けば、どこどこのことというのは、これはロータリといえ、桜のことだなど、ロータリのことだなどとすぐわかるのだけれども、ただ漠然と聞いて、はいわかりましたというものではないと思うので、桜地区なら地区なりで、電話の内容では、恐らくこれは若竹だなど、こっちは新光の話だなど、そのようにある程度できると思うのです。ところがしないでこういう話になったのですか。

○（建設）雪対策課長

市民からいただいているこういった要望等につきましては、一件一件、その路線、内容等を整理してファイリングはしているのですが、いかんせん私どもの事務的作業がなかなか落ちついていない中で、こういった集計といたしましては、ステーション単位でやっているというところでございます。今、本当に御指摘のとおり、こういった苦情というのは、もう少しエリアというか、本当は路線ですとかというふうに細かくきっちり押さえ、これを私ども今後の除雪の改善につなげていくということは大切な姿勢かと思っておりますので、せんだって来、御説明させていただいております除雪路線調査を行っていく際には、本当に路線単位でそういったものも押さえて、今後の作業に生かせるようにしていきたいと考えてございます。

○前田委員

ちょっと戻るような質問になるのですが、苦情の多い理由というのか、原因は何だと押さえていますか。

○（建設）雪対策課長

この市民の要望等につきましては、ステーション別のほかに、その御要望の内容、内訳別にも整理してございますが、それを見ていきますと、例えば第3ステーションにおきましては、一番多いのが除雪に入ってほしいという要望が圧倒的に多く、先ほど御説明させていただきました997件のうちの482件は除雪に入ってほしいという要望でございます。そのほか、排雪作業に早く入ってほしい、そして除雪後の苦情ということで、これは置き雪の関係ですけれども、こういった苦情が続いてございます。

また、第2ステーションにおきましても、一番多い要望は、除雪を早く入れてほしいという要望でございます。次に排雪依頼、そして除雪後の苦情ということで、これは第2、第3ステーションとも同じ順序でこういった傾向になってございます。

○前田委員

一番多いのは除雪に入ってほしい。ということは、除雪に入っていないということなんですね。それは第 3 種路線のところ、そういう 1 年に 1 回も入らないところからこの苦情が来るものなのか、2 種路線から来るものなのか、この辺はどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

この除雪の要望につきまして、私どもでは、今、その路線種別に分類してございませんので、1 種、2 種、3 種とある中で、どこが一番多いのかということは、今、御説明できないのですけれども、やはり聞いている中では、特に排雪作業が始まりまして、そして除雪とかぶった場合に、なかなか機動力の関係で除雪作業が遅れてしまったりとかという、そういったお話は聞いてございます。

○前田委員

それで、出動基準を 15 センチメートルから 10 センチメートル、第 7 ステーション設置ということによって、その苦情というか、除雪に入ってほしいという部分は解消されるのですか。

○（建設）雪対策課長

まず、拠点を増設する関係で、今回、第 2 ステーション、第 3 ステーションと従前の形から、真ん中に第 7 ステーションを設けることで、ドーザ、グレーダ等、多少の増備がされていますので、その機械力によって少しは改善が図られるものと思っております。ただ、この路線別で考えていった場合には、今回の見直しの中では、第 2 種路線の青エリアのバス路線となっている第 2 種路線の路面整正強化ですとか、第 2 種路線におきます基準の見直しとなっておりますので、これまでもいろいろと御質問いただきました生活路線というところでいきますと、除雪の水準は変わっていませんので、1 種、2 種のほうでは多少改善が図られるものと思っておりますが、3 種の路線は、今年の状況をまた見ながらというふうに考えてございます。

○前田委員

いろいろと説明されたけれども、要するに従前と今年の除雪、どう変わるのか、よくなるのですか、変わらないのか、その辺をすっきりしてください。

○（建設）雪対策課長

改善は図られるものと考えてございます。

○前田委員

期待しています。

質問を若干変えます。今定例会の補正予算の中に除排雪にかかわる調査研究、これはちょっと文言が違うのかも知れませんが、調査研究費の名目で 400 万円といったか、500 万円といったか、計上されておりますよね。この調査項目等について、お聞かせ願います。

○（建設）雪対策課長

本年度、予算に計上させていただいております除雪路線調査業務の内容についてですけれども、基本的に調査項目といたしましては、まず、各道路の状況、例えば幅員、勾配、また占用物件等、そういったものをまず調べます。それからあわせて、道路の沿道の条件、これは家屋のつながり状況ですとか、空き地の状況ですとか、こういったものをまず整理していきたいと考えてございます。そのほかに、その路線路線でやっている除雪の作業の手法、また先ほども少々御説明させていただきましたが、その路線路線で寄せられている苦情の内容ですとか、そういったものを一元的に整理するというところでございます。

○前田委員

従前もパトロールなどを行っていたと思うのですけれども、従前のそういったパトロール、現場確認等と今回の調査とはどう違うのですか。

○（建設）雪対策課長

これまでも、委員、御指摘のとおり、パトロールをし、状況を見ながら対応はさせていただいたところなのですが、私どもとしては、今後、先ほど来御説明させていただいております除雪拠点の見直しですとか、また今年いろいろと除雪の見直しについて取り組ませていただきますけれども、今後も検証を図りつつ改善を進めていくということを考えてございます。そういったことを進めるに当たりまして、やはり一元的に管理されたデータというのを見ながら整理していく必要があるというところで、今回、この委託調査の予算を計上させていただいたということでございます。

○前田委員

ということは、今まで一元的にはそういう分析データはなかったのだということですね。だから、雪が降ったから、出動したということなのですね。これからは頑張っって現地調査をして、費用対効果を考えて効率のいい除雪に努めていくと、こういうことなのですね。よろしいですか。

○（建設）雪対策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○前田委員

それで、その調査結果、出た分析の結果、具体的にいろいろと難度の高いいろいろな問題があるのだろうと思います。ですから、そういったものに生かしていくのだろうと思いますけれども、具体的にこういう結果が出たら、こういう除排雪のこの部分にこれを活用して改善をしていくのだとか、そういうような事例も二、三、もしお持ちであれば、お聞きをしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

この調査の活用方法についてでございますけれども、私どもこの除排雪の一つの課題として、排雪費の抑制というのを大きなテーマに考えてございます。それに向けて、一つは、この排雪量抑制に向けた一番効果的に機能すると思われると思います雪押し場、この調査にも使っていきたいと考えてございます。

また、路線別に工夫を凝らした除雪というのも考えていく必要があると認識してございまして、こちらについても、こういった資料を活用していきたいと考えております。

それと、先ほど説明させていただきました除雪拠点、本年度はこの第7ステーションということで1か所増設させていただく形をお願いしておりますけれども、次回、全市的な見直しを進めていきたいというふうに考えてございまして、こちらを考える際にも、路線調査の結果を踏まえて、路線延長だけでなく、その一本一本の道路の作業の難易度という、こういったところも検証しながら活用していきたいと考えております。

また、こういった路線調査をすることで、今後、オペレーターが、言ってしまうと高齢化していきまして、かわっていくですとか、そのようなことになった場合に、引継ぎ作業としてこういった資料をお渡しすることで、新しくその路線に入っていくても、極力地元とトラブルを起ささないとか、地域に精通した除雪ができるように活用していきたいと考えてございます。

○前田委員

それで、この調査結果によっては、第7ステーションまでつくっているのですけれども、新しい第7ステーションが逆に、こうやってみたら、効率的に上がって、苦情も少なくなったし、それでは、今、七つのうち一つ、一番新しいところあるいはまた別なところを解消とか廃止、そういうものにもつながっていくのかなど。特に私は第7ステーションのことを言うのですけれども、第7ステーションを設けてはみたものの、いろいろとやってみたら、必要ないかなという疑問にも発展するのかなという、私たちその辺は、できたときどうなのだろうと危惧もしているのです。

○（建設）雪対策課長

拠点の増設につきましては、このエリアの作業の均衡化と、もう一つの別な視点で、各除雪拠点が受け持つエリアを少しずつコンパクトにすることによって、より目が届くような除雪をしていきたいという考え方を持っていますので、基本的にはこの第7ステーションというのは、今後、まず基本に据えていきたいというふうに考えてございます。ただ、今後、この路線調査を踏まえた中で、やはり全市的な作業量等を把握した中で、各区域境界でこういったものをその作業量ですとか、その実情に合わせて見直していく必要性はあるものというふうに認識してございます。

○前田委員

1ステーションを増やすのは、それでわかりました。それであと、雪捨場、銭函方面が、第2、第1と同時に、それとは別に、市内に何か所か考えているように聞いているのですけれども、この辺のことについて、何か今お話しできることはありますか。

○（建設）雪対策課長

雪捨場の御質問でございますけれども、今年度、私どものほうで取り組もうとしているのが、道路管理者等の使用に限定した雪堆積場の増設でございます。それで、この増設の目的は、あくまでもこの除雪費の中の排雪費の抑制を考えてございまして、地域によっては、現状の雪捨場まで持っていきのにかかなり長い距離の運搬をかけなければならないという場所がございますので、そういったところについて、近隣に新たな雪堆積場を設けることで、設ければ管理費等もかかるのですが、その費用対効果の中でよりなるところが見つければ、そこで増設するというところで考えてございます。

それで、現在3か所ぐらいを抽出して、検討している最中で、まだ結論が出ていないものですから、当委員会の中では御説明できる状況でございません。

○前田委員

説明できる段階にはなっていないと、ただ3か所程度はあるけれども、だけどもう9月、10月、大雪山のほうで初冠雪もあったと聞いてますので、結論を早く出さないと、雪が降ってきて間に合わないのではないですか。いろいろと都合のある方もいらっしゃるのでしょうし、どうなのですか。だから、具体的にどこかあるのであれば、話としてはここだという、そんな細かいことは別の問題が出てくるのだけれども、この地域やその地域に、今、話はあるのだけれども、検討していると、その程度の話もできないのですか。

○（建設）雪対策課長

まず、なかなかお話しできないというところは、民地になっているところもありまして、その地権者との交渉をしているというところがあるものですから、すこし答弁を差し控えさせていただいたのですが、その検討している中には、公有地といいたいまいしょうか、統廃合によって閉校になっている学校の敷地等も考えてございまして、例えば祝津小学校についても、今、投げようとなると、それなりに運搬距離があるものですから、この辺での費用対効果の最終的な詰めをしているという状況でございます。

ただ、民地のほうはまだ最終的な結論が出ていませんので、今の段階でお示しできないという状況でございます。

それで、あくまでもこの距離とそれから開設の費用の関係を内部的に、今、最終的に整理していますので、一定程度これが見込まれましたら、その所管の部局と打合せをさせていただき、最終的に開設に向けての準備を図って進めていきたいというところでございます。

○前田委員

質問を変えます。それで、このほかに小さい地域の何か空き地のようなところがあればお願いしてという話が出ていたかと思うのですけれども、このことについては、今、どうなっているのですか、件数は、申し込み、いいですよとか。

○（建設）雪対策課長

除雪路線沿線の空き地を活用した雪押し場のお尋ねかと思うのですが、一つとしては、現在 280 か所ぐらい使わせていただいているのですが、なかなかこの数が増えてきていないという状況でございますので、それで来年度に向けて何らかの優遇措置を盛り込んだ中で、その数を増やす施策がつかれないかという検討に入ってきてございます。現在は他都市の事例等を集計して、その辺の状況を調べているという状況ですので、今後、これについては進めていくというのが一つでございます。

また、制度設計となりますと、来年度以降になりますので、そういった優遇策がない中でなかなか厳しいのですが、本年度、除雪が始まる前に、各町会の説明会がこれから控えてございますので、そういった際には、こういった雪押し場の提供等についてお願いしていきながら、本年度においても少しでも増やせればというふうにして取り組んでいきたいと考えてございます。

○前田委員

これでなかなか 280 か所以上増えないということで、やはり手だてをしないと、申込みというのはなかなか増えないのだろうと思うのです。使用する面積によって、今後、減免なりなんなりしてあげると、あいている土地であれば申込みの方も結構いるのではないのかなという気はします。ただ、持ち込まれたら、砂は、ごみはそのままになって、また降雪期を迎える、そんなような繰り返しをしていると、当然申込みの人なかなかないと思いますし、この今、第 7 ステーション、桜にできる、桜にもそんなに空き地はないけれども、そこそこの空き地もあるのかなといったこと、具体的に細かいことは今言うように減免で対応することで御判断をすれば、話としては結実する可能性はあるのかなという気がしますが、だから、やはりどうするのかということは、来年度以降になるのですか。平成 28 年度の降雪期に向けての来年 4 月 1 日以降の検討事項ですか。具体的にどうなのですか、財政のほうにもどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

この制度につきましては、まず内部的にどう整理し、また関係部局ともいろいろと調整して、制度の制定というふうに進んでいく形になります。私ども原部の一応目標としましては、何とか平成 28 年度の除雪の期間前には、これを運営できるような形で進めていきたいとして取り組んでいるところでございます。

○前田委員

最後にずばり聞きますけれども、第 7 ステーションの設置場所と人員とそこに置かれる重機ですよね、どのような重機を並べようと思うのか。お聞きいたします、具体的に丁寧にお答えください。

○（建設）雪対策課長

第 7 ステーションの設置場所、またその第 7 ステーションに配備します機械等についてでございますけれども、場所につきましては、今、本当に最終的な調整をしてございます。それで、まもなくといひましようか、指名競争入札前には場所を最終的に決めて、通知をしていきたいというふうにして考えてございます。

それで、新たなこのステーションに配備する機械の関係でございますが、せんだって小樽市の共同企業体除雪業務の入札参加の申請書の内容を説明した際にお配りした資料で、このステーション単位で配備する機械の台数を明示させていただいておりますけれども、今、第 7 ステーションで考えてございますのは、タイヤドーザで 6 台、モーターグレーダが 1 台、それから砂の散布車が 1 台、それと市から貸与するロータリ除雪機が 2 台ということで資料を配付させていただいております。

○前田委員

事務方は、電話番号なのでしょうか、何番なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

このステーションに常駐といひましようか、勤務していただく作業員というか、管理の人員につきましては、ほ

かのステーション同様、業務主任、それから副業務主任、事務補助含めまして基本的に 4 人以上ということで、資料のほうで配付させていただいております。

○前田委員

最後に聞きますが、入札は何日でしょうか。

○（建設）庶務課長

入札日につきましては、11 月初旬を予定してございます。

○前田委員

11 月初旬まで、場所はまだ説明できないのですか。何か所か候補が上がっていて、有力候補はここだとかということ、この時期になっても、12 月議会と言っているんですか。

○（建設）雪対策課長

11 月初旬に入札ということで説明させていただきましたが、その前段で当然指名をかけていきますので、そのときまでには場所を決めて、指名のその仕様書の中に説明できるように準備をしていきたいと考えてございます。

○前田委員

候補地が何か所もあるのですか、1 か所なのですか。1 か所だったら、ここだというふうにお話しできますか。

○（建設）雪対策課長

現在、絞り込んで候補地としては 2 か所になってございます。

○前田委員

2 か所ですか。ちょっともう一つ質問したいのですが、若竹側なのか、桜側なのか、この辺はどうですか。

○（建設）雪対策課長

この段階では、2 か所というところで御理解していただきたいと思います。

○建設部長

御案内だと思いますけれども、やはりステーションには一定の広さが必要でございまして、あのエリアにある一定程度限られた平地となると、おのずと 2 か所、限られてくるのかなと思っておりますので、それ以上は答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○前田委員

部長のお言葉があったので、これでおしまいですね。これ以上お話しできないということですので、私の質問はこれで終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰入れについて

報告を聞いてということで、一つは、石狩西部広域水道企業団議会定例会の報告についてお聞きします。

これに関連してですから、簡易水道事業特別会計との関連でお伺いします。

この報告については、事前に資料メモを私にはいただいておりますので、それを基にお聞きしたいと思います。

それでまず、簡易水道の特別会計との関連なのですが、受水費の支払で直接関連していると思うので、平成 25 年度が 5,111 万 7,886 円、それから 26 年度が 5,563 万 4,234 円、これは決算書から拾ったものですが、25 年度、26 年度と比較すると、451 万 6,348 円増えているわけです。それで、予算書を見ますと、27 年度では 5,896 万円、約 332 万 6,000 円増加しているわけですが、この増加している理由について説明していただけますか。

○（水道）主幹

受水費の増加理由であります。これは石狩西部広域水道企業団の給水量は、平成 19 年度の事業再評価で行った事業水量推計を基に算出しております。年間給水量で、平成 47 年度までの 1 日最大給水量 3,100 立方メートルの計画受水量になります。

○川畑委員

要するに増加した理由を説明してくださいと聞いたのですが。

○水道局長

今、委員から御質問のありました 330 万円ぐらい増えているという理由でございますが、今、主幹がお答えしたとおり、平成 19 年度の見直しの際に、平成 47 年度の 1 日最大給水量 3,100 立方メートルを決めてございますけれども、47 年度に向けて、毎年、企業が張りつくということで水量を計算していますので、今、332 万円ほど増えるという計画になってございます。

○川畑委員

それでは次に、基本水量について聞きたいと思うのですが、提出していただいたメモによりますと、26 年度の基本水量が 45 万 1,870 立方メートル、それに対して有収水量が 14 万 4,308 立方メートルで、その差が 30 万 7,560 立方メートルあるのですけれども、この差で生じる金額、結局は小樽市が一般会計からの繰入れとして負担しているのではないのかと思うのですが、その辺についてお聞かせください。

○（水道）総務課長

繰入れのことでございますけれども、現在、地下水利用組合を利用している企業が、簡易水道に切り替えないことから水量に差が生じており、結果として収支不足となることから、一般会計からの繰入れとなっております。

○川畑委員

いろいろな事情があっても、結果的には一般会計から繰り入れするところも大きく含んでいるのだということですね。そういう解釈でいいですか。

○（水道）総務課長

使用水量が増えないということで、結果、収支不足になっているということで、繰入れが生じているということでございます。

○川畑委員

この基本水量は、この提出した資料によりますと、現在、26 年度が 45 万 1,870 立方メートルになっているのですけれども、平成 27 年から平成 47 年までを計画として出してもらったのですが、平成 47 年になると約倍に増えるのですが、この理由について説明してくれますか。

○（水道）主幹

増加計画ですが、基本水量については、先ほど申し上げましたように、平成 47 年度までの計画であります。あと、47 年度に向けて、企業の操業者数が徐々に増えていくことも推定されておりますので、毎年、基本水量が増えていくという計画になっております。

○川畑委員

要するに、企業がこれから増えるという前提の下でつくったということですか。どうもその辺はあまりにも大き過ぎるような気もするのですけれども、それで給水量というのが、平成 24 年度から 26 年度まで出しているのですが、給水量は 24 年度が 21 万 211 立方メートル、そして 25 年度が 24 万 7,960 立方メートル、それから 26 年度が 27 万 8,791 立方メートルとなっているわけですが、小樽市が石狩西部広域水道企業団に支払う水量が、25 年度は 3 万 7,749 立方メートル、そして 26 年度には 3 万 831 立方メートルに増えているのですが、これが一つあります。

それと、有収水量も出していただきました。これについては、事業者が水道料として支払うものだというふうに聞いているのですが、24 年度と 25 年度を比較すると 2,588 立方メートル、そして 26 年度と 25 年度を比較すると 1 万 423 立方メートル増加しています。そしてまた、水質の保全水量という項目の中では、24 年度と 25 年度を比較すると 3 万 5,161 立方メートル、そして 26 年度は 2 万 408 立方メートル増加しているわけです。給水量に対して放出している水量、これが水質保全水量等ということで示されているわけですが、給水量との対比で見ると、24 年度は 37.5 パーセント、そして 25 年度は 46 パーセントに達して、26 年度は 48.2 パーセントと、毎年増加しているわけです。26 年度は給水量の約半数近くになっているのですが、その理由についてお示してください。

○（水道）主幹

放水量が増えているという理由ですが、水道を企業へ給水する場合、公道内に埋設されている配水管の水質を基準内におさめるよう市が管理しております。その水質を保つために、常に管路の末端などで放水しております。放水については、企業の張りつき状況など、放水場所や水量を変えてまいりますので、水質保全のために結果として放水量が増えていくということでございます。

○川畑委員

ということは、要するに給水量の、26 年度から言えば半分くらいが、事業者が使わないで放水してしまっていると、そういう捉えでよろしいですか。

○（水道）主幹

ただいま委員のおっしゃったとおりでございます。

○川畑委員

相当無駄な水を放出してしまっているということですね。その部分が結果的には小樽市も大きな負担になっているのと思うのです。

それで、簡易水道については、本市の一般会計から、24 年度は 2,768 万 2,000 円、それから 25 年度は 9,447 万 7,000 円、そして 26 年度は 9,239 万 2,000 円と繰り入れしているわけで、27 年度予算でも 9,958 万 2,000 円の多額を計上しています。このように、毎年、一般会計から多額の繰入れをすることは、市民生活のサービスに影響を与えているというふうに思うわけです。

それで、小樽市の財政負担を軽減するための対策として、どのようなことを考えているのか、その考えていることをお聞かせいただきたいと思います。

○水道局次長

小樽市の財政負担の軽減というお話ですけれども、一般会計から繰り入れしなければならない理由というのが、先ほども申したとおり、地下水利用組合企業が地下水を利用して、それがなかなか簡易水道に移り変わらないことが、一つの大きな要因になってございます。そういうようなこともありまして、北海道には、これまでも地下水利用組合企業が地下水利用から簡易水道に転換していただけるようにしていただきたい、そういうことを具体的に北海道でやってほしいというようなことや、もしもそれができないのであれば、その分の料金収入が市として減るわけですから、その分を北海道に補填していただきたいというようなことを要請してきております。ただ、なかなかその要請に対して、北海道でも応えてはいただけていないですけれども、このことについては、これからは粘り強く北海道に要請をして、小樽市の負担を少しでも減らせるような形で北海道にお話ししていきたいというふうに考えております。

また、北海道に要請している以外にも、何か、これは具体的にこういう方法ということで現在あるわけではないですが、北海道の要請以外にも何かそういうような方法がないのか、これは水道局だけの話ではないですけれども、ほかの関係の部署とも連携を図りながら、これから研究をしていきたいということで考えております。

○川畑委員

あと、先ほども言ったように、小樽市の厳しい財政の中では、毎年約 1 億円ですよね。そういう負担があるわけで、それを道に負担を要請していくということですね。要請していただいているようですが、もっと強力にお願いして、負担を軽減するようにはしていただきたいと思いますので、そのことを申し添えて、この項の質問を終わらせていただきます。

◎住宅マスタープランと市営住宅について

それでは、次に、小樽市の住宅マスタープランとそれから市営住宅の関係について質問いたします。

小樽市の住宅マスタープランでの重点施策の展開方法、そのうち、まちなか居住の推進について記載されているわけですが、それについて説明していただけますか。

○（建設）越智主幹

まちなか居住の促進ということでございますが、これはまちなか居住の推進につきましては、第 6 次小樽市総合計画ですとか、前回の住宅マスタープランにおいても掲げられておりまして、これまでも再開発地域での借上公営住宅の実施、新婚世帯への家賃補助等を行ってきたところですが、引き続きましてまちなかにおいて既存の借上公営住宅制度の検討や民間事業者との連携なども含めて、長期的な視点に立って各種の施策を検討して、まちなかにおける居住誘導施策を展開するということを考えております。

○川畑委員

このマスタープランを見てみますと、まちなか居住のエリアを小樽駅周辺が一つ、そして山の手バス路線沿線が二つ目、そして三つ目に南小樽駅周辺、そして四つ目に小樽築港駅周辺とされているわけです。まちなかにおける居住誘導施策を展開するとして、まちなか居住の支援を掲げて、事業としては既存借上公営住宅制度の検討、そしてまちなか居住誘導施策の検討、三つ目に助成制度等のまちなか優遇策の検討を挙げているわけです。このような施策を否定するつもりは全くないのですが、既存借上公営住宅制度の検討が掲げられているわけなのですが、本市が建設した市営住宅については触れられていないのですが、これらについてはどのように考えているのですか。

○（建設）越智主幹

今回のマスタープランにおきましては、市営住宅を建設する遊休地がまちなかには少ないという記載をさせていただいて、住宅マスタープランでは既存借上公営住宅の検討を進めるという形にしたところですが、まちなかの地域の市営住宅については、適地が少ないと言いながら、今後、民間が保有する物件の動向も含めて、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

マスタープランについては、この程度で、課題を変えたいと思います。

それで、急遽、市営住宅に入るわけですが、第 2 回定例会のときにも、私、塩谷の市営住宅の関係で質問しているのですが、重複するかもしれませんが、この後、塩谷 B 住宅、これが平成 30 年に、そして塩谷 C 住宅、簡易 2 階建て住宅が平成 31 年に用途廃止される、そういう計画にあるようです。ですから、塩谷 B 住宅には現在の居住者は何世帯あるのか、お示しいただけますか。

○（建設）越智主幹

塩谷 B 住宅でございますけれども、現時点では 29 世帯で 38 人の方が入居されていらっしゃいます。

○川畑委員

それで、塩谷の市営住宅全体の空き戸数はどれだけあるのですか。

塩谷住宅において、申込要件の緩和が行われて、単身者に 2 世帯以上の住宅の申込みは認められていますけれども、現在、単身者に認められた 2 人世帯以上の住宅は何戸あいているのか、示してほしいのです。

またこの住宅は、また随時募集と公募とがあると聞いていますけれども、その違いについても説明していただけますか。

○（建設）越智主幹

空き状況ということでございますけれども、この 10 月時点で公募する予定としてある住宅については、6 戸を募集予定としているところです。

あと、随時と公募の違いということなのですが、随時募集というのは、主要地区におきまして、公募の時期以外でも申し込むことができます、その住戸の広さに応じた人数、塩谷であれば 3DK が主体ですけれども、3DK であれば 2 人以上ということになるのですけれども、その形でお申し込みいただく住宅ということになります。

あと、公募につきましては、偶数月に募集する住宅にお申し込みいただくもので、塩谷地区においては、3DK であっても単身のお申込みは可能となっております。

○川畑委員

今、用途廃止に向けて 30 年、31 年に、これは予定ですから確定したものではないと思うのですが、用途廃止に向けて、塩谷の市営住宅に住み替えの希望者がいれば、これは住み替えは可能なのでしょうか、そのあたりを説明してください。

○（建設）越智主幹

住み替えということでございますけれども、住み替えについては、要件が定められておりまして、それが例えば入居時から比べて同居されている方が増減したという場合です。それと、高層、4 階や 5 階にお住まいになっている方が、例えば加齢や病気で歩行や階段の上りおりが難しくなってきたということで、住み替えたいとなった場合には、医師の診断書等々、それがわかるものをお示しいただいて、住み替えることができるという、そういう要件を満たしていただければ、住み替えることは可能でございます。

○川畑委員

そういう要件が整う場合はいいということですね。例えば、30 年に用途廃止になって壊すのだから、少々早いけれども、あと二、三年あるけれども、事前に移ることはできるのでしょうか。そういうことでは認められないということなのですか。

○（建設）越智主幹

それとは別に、今申し上げたような要件がもし満たされているのであれば、それはそれとして可能だという形です。ですから、もしそういう希望等がありましたら、市営住宅の管理事務所等で御相談いただければ、状況等、入ったときの人数とかもわかっておりますので、その辺を含めて相談に乗っていただけるものと思いますので、よろしく願いいたします。

○川畑委員

実は、若竹 3 号棟の建替え予定が平成 28 年から 30 年度、これは計画ですから変更になることもあると思うのですが、50 戸ぐらいの予定だと伺っていたのですけれども、塩谷の市営住宅の用途廃止予定の時期と関連してくるように思うのですが、前回、塩谷の住み替えで若竹の住宅に入った経過があるのでございますけれども、前回のように若竹に住み替えをするような予定も考えられるのでしょうか、その辺は答えられますか。

○（建設）越智主幹

若竹 3 号棟についてですけれども、具体的に完全にいつ建つということではまだ決まっておりませんので、入居者の方をどうするか、どのような方に入居していただくかということの検討もこれからという形になっております。同じような意味で、塩谷からの住み替えについても、今後、検討する中でどうするかということを決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川畑委員

先の話ですから、まだ具体的にないということですね。その時点でまたあればということですね。

それで、実は塩谷の町会の皆さんからもいろいろ話を伺いまして、塩谷に道営住宅があるのですね。小学校のすぐ脇にあるのですけれども、最近、道営住宅に新しい入居者が入っていないようなのだけれども、どうなのだろうという質問がありまして、道に確認してみました。そうすると、その道営住宅は昭和 49 年度に建築されたもので、平成 25 年度から入居者の募集をやめていますということでした。平成 27 年 3 月現在での入居は、40 戸入れるのですけれども 35 戸、35 世帯が入っていますということでした。この後、居住者も減少していくことになるのだろうというふうに思うのです。

それともう一つ、オタモイの住宅は既存の市営住宅からの住み替えとして建設されてきたと思っています。現にオタモイの 4 号棟は住み替えを優先させて、住み替えさせているのですけれども、ここはオタモイに住み替えをしているということです。同じ地域に住み替えしているということです。それで、塩谷の住民は、塩谷中学校が来年 3 月に閉校されるので、市のまちなか居住を推進することで、一層過疎化すると、そういう心配をしているわけです。市は将来的にどうするつもりなのかということで物すごく不安を持っているのです。それで、住民の要望を取り上げてほしいという訴えもあるので、特に塩谷 C 住宅が、今年壊されているわけですから、地域住民からはこの場所に市営住宅を建設してほしいという要望があるわけです。それで、この要望を検討してほしいと思うのですが、いかがなものでしょうか。今すぐ確とした返事はできないと思うのですけれども、方向性でも聞かせていただけたらと思います。

○（建設）越智主幹

今の御質問については、何ともお答えしづらいかと思うのですけれども、塩谷住宅が、今、随時募集と単身入居を可にした経過の中で、募集倍率の低下ということがまずあったということがございます。それで、募集倍率が低下していく中で、よりその住宅を活用していただきたいということで、そういう形で今の入居での緩和等を含めて行っているということがありまして、募集倍率が今少々低くなってきているという現状があるということと、公共賃貸住宅長寿化計画という計画がありまして、その中で、今、新築ということで予定されているのが若竹だけということもありまして、現時点で塩谷地区にということではなかなか難しいのかというふうに原課としては考えております。

ただ、今後については、もっと広い見地で小樽市そのものがどういう形でこれから展開していくのかという話にもなってしまうかもしれませんので、もっと広い見地でのお話の中で検討されていくのかと、個人的な意見ですが、思っているところでございます。

○川畑委員

建築住宅課だけに質問するのはそういう酷な話で、申しわけないのですけれども、やっぱり市全体として単にまちなかだけを考えるのではなくて、一般的に言えば塩谷の僻地、塩谷、蘭島というのは僻地だと言われるのですけれども、ああいうところも非常に大事なところなのですよね。その住民にとっては、死活にかかわる、将来的な、学校がなくなったりするとそういう心配もあるし、若い人がだんだんいなくなるという、そういう問題もあるので、総合的に今後考えていただきたいと、そういうことを要望して終わりたいと思います。

◎除排雪について

それでは次に、除雪について質問したいと思います。

除雪については、本会議あるいは予算特別委員会でもいろいろと話が出ていまして、大方のところはほとんど意見が出てきているのではないかと思うのです。ただ、私は、予算特別委員会の中でも除雪について質問した後に、また出た要素もあるので、若干ここで質問させていただきます。

一つは、競争入札等の参加申請に必要な要件の構成員の問題です。構成員 2 社とした小樽市共同企業体除雪業務

の入札等参加申請書提出要領はいつ発送しているのでしょうか。要するに平成 27 年 9 月 16 日まで受付の文書なのですけれども、これはいつ出されたものなのか、お示しいただけますか。

○（建設）庶務課長

入札申請書等の発送につきましては、まず入札の申請要領、この説明会を 8 月 28 日に開催いたしました。そのとき出席した企業につきましては 26 社ありまして、その場でまず配付してございます。そのときは 37 社が対象でしたので、欠席した企業につきましては、当日付け郵送をしてございます。

○川畑委員

それで、9 月 16 日までの受付ということなので、実際は受け付けされた件数というのは何件あるのですか。

○（建設）庶務課長

昨日の受付で、8 共同企業体から提出をいただいております。

○川畑委員

8 共同企業体、J V が 8 だということですね。37 社が対象という話でありましたけれども、8 ということは、せいぜい 30 社ぐらいですね。

それで、この一旦返事をもらっているのが 8 共同企業体だと。あとは、まだ返事はもらっていないのですか。受付、返事は来ていないということですか。

○（建設）庶務課長

ただいま申し上げたとおり、現状で受け付けしているのは八つの共同企業体でございます。

○川畑委員

それで、この今日の提案から見ますと、今後、改めて事業者以案内するということになると、いつになるのですか。

○（建設）庶務課長

改めて案内する時期でございますが、本日の当委員会の議論を踏まえまして、できるだけ早い時期に発送したいと、御案内したいと考えております。

○川畑委員

先ほどの報告でファクスでうんぬんというのはそれですね。案内をしたいということを言っていたのは、そのことですか。

○（建設）庶務課長

ファクシミリにつきましては、まず、昨日までに提出いただいた八つの共同企業体の方々、構成員の方々にファクシミリでまずは御案内するということございまして、その後、現在 38 社の登録業者がございまして、そちらに改めてできるだけ早い時期に御案内を差し上げたいと考えております。

○川畑委員

質問の方向を変えますけれども、第 1 から第 7 ステーションとありますね。そして、雪処理場という八つの区分になると思うのですが、これは自民党が予算特別委員会で資料請求したその中に、一覧表で平成 26 年度の J V が載っていたのですけれども、それを今度、第 1 から第 7 ステーションに分けて、それにプラス雪処理場で八つの区分になるのだらうと思うのです。これ全てに J V の構成員を 4 社とすることなのか、その辺をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今回、4 社以上として予定していますのは、あくまでも地域総合除雪業務でございます。

ステーション除雪のほうになります。

○川畑委員

そうしたら、第 1 から第 7 までのステーションは 4 社とすると、J V は 4 社とすると。そうしたら、雪処理場と

いうのはどういうふうになるのですか。

○（建設）雪対策課長

雪処理場の業務につきましては、従前どおりの 2 社以上でということで、今、考えてございます。

○川畑委員

それで、ここに、よりきめ細かなというのが文字の中にあるのですが、この事業者が増えることで、業務量が、やる事業者の仕事がこれまでより減ることになるのではないかなという心配があるのです。それでもう一つは、地域に精通したきめ細かな除雪となれば、委託料も増額することにつながっていかねば解決できないのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策課長

まず、地域除雪におきまして、今までの 2 社以上から 4 社以上にした場合に、参加する事業所が増えるというふうになりますと、これは従前よりはそれぞれの共同企業体において受け持つ作業量自体は落ちてくるということとは考えられるというふうに思っています。

それと、この資料にございます地域に精通したきめ細やかな除雪、これを遂行した場合に、費用は増加するのかわというお尋ねですが、ここでの内容につきましては、あくまでもその地域において、なるべく積極的にその地域の情報を把握した中で、丁寧な除雪をしてほしいということを踏まえた内容ですので、これがそのまま除雪費の増に直結するというものではございません。従前まできめ細やかな除雪ということで、例えば路面整正の強化ですとか、第 2 種路線における出勤基準の見直し、これは当然除雪費の増というところへつながってきますが、今、ここで説明させていただいている文面については、直接その増につながっていくということを意識したものではないということでございます。

○川畑委員

私が心配するのは、例えば置き雪など路面脇の住宅の前に置かれる、そういうものを、できるだけ最大限そう置かないような除雪をしてもらいたいというのが市民の要求ですよね。そうなると、なかなかやっぱりそれにできるだけの時間あるいは日数とか、そういうものが増えてくるのではないかと思うけれども、そういうことは心配ないのですか。

○（建設）雪対策課長

除雪に伴う置き雪につきましては、基本的にはまず沿道の方々をお願いするというのが私たちの基本的な考え方でございます。ただ、やはり雪が多いとき、またかたい雪などと結構苦情が多いのですけれども、その置き雪は基本的にお願ひするという立場をとっているのですが、その中で工夫を凝らした除雪ですとか、上手な除雪によって、空き地などを活用したいとか、なるべく市民負担がかからないように進めていくという考え方も持っておりますので、こういったところがこのきめ細やかなというところにも当たってくるのかというふうに思っております。

○川畑委員

そのとおりにいけば、市民からもなかなか不満は出てこないのだろうと思うのですが、この後、またそれらの対処についても、調査業務もするということですから、そこに期待していきたいと思っています。

それで、話が少し戻りますけれども、JV として応募する場合に、4 社以上という資格要件に満たなかった場合、その場合は申請できないことになるのだろうと思いますが、その辺はどうなのですか。

○（建設）庶務課長

応募要件に満たない場合の申請関係でございますが、申請書の提出は受け付けすることができます。ただし、資格決定の通知が、不決定という通知になりますので、これが入札を指名する際には、その資格要件に満たない共同企業体については、入札の指名の通知が行かないというような形になります。

○川畑委員

それでは、この除雪については、私のほうでは一律に 4 社と限定するというのはどうなのかと、もうちょっと検討すべきでないかと思えます。事業所の規模もあるわけですから、それらも含めて 4 社以上と限定しないで進めていくべきではないかなと思えます。そういうことで一言申し上げて、終わらせていただきます。

◎陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について

陳情の問題について一言申し上げたいと思えます。

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についてでありますけれども、7 月の当委員会において採択されたわけですが、本会議において継続審議となっております。路上の雨水の住宅への流出は放置できる問題ではありませんので、この問題について、前回の委員会が終わった後に、建設事業課と相談して、陳情者との対話、対処の話し合いをされているのではないかと思うのですが、もし話し合いなどをされているのであれば、状況を聞かせていただきたいと思えます。

○（建設）建設事業課長

陳情者の方々との話し合いの状況ですけれども、8 月下旬になりますが、現地にてお会いさせていただいて、御相談をさせていただいているところでございます。内容としましては、改めてではございますが、早急な側溝整備を行うことの難しさという部分を説明させていただきました。一方で側溝との段差ですとか水たまりについては、改善を進めたいということをお我々も考えているのだということをお説明してまいりました。そこで、当課の考えといたしまして、当面の対策等として、舗装のオーバーレイによって段差や水たまりを解消することで検討を進めてまいりたい旨の提案を申し上げてきたところでございます。

この提案に対しまして、陳情者の方々からは、改善が進むのであれば了承できるという旨の御回答をいただいているというのが、今の状況でございます。

○川畑委員

私も、先日、陳情者へ直接電話をさせていただきまして、全面解消を願ってはいるけれども、財政上の問題もあるし、長引いて延ばされることを避けたいと、だから、当面の対処として、それをしてもらえるのであれば、早急をお願いしたいという話をしていました。決して全面解消を諦めたということではなくて、当面の対処を善処していただきたいということです。具体的に財政上の問題も含めて、引き続き善処するようにお願いしたいと、そういう話でしたので、ぜひよろしく申し上げます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について

それでは初めに、陳情第 4 号について伺いたいと思えます。

先ほど川畑委員からもありましたけれども、私は、前回の当委員会でも、住民の皆さんと打合せをして、できる

ことはやっていただきたいという旨の発言をさせていただきましたので、重複するかもしれませんが、もう一度説明をお願いします。

○（建設）建設事業課長

住民の方とのお話しにつきましては、先ほども申したような状況ではございますけれども、側溝整備の難しさの部分、それと問題解決に対しての我々の提案という部分で、オーバーレイの部分をご提案させていただいて、了承を得たという中で、現地の高さ関係をはかる調査につきましても、既に終えておりますので、あとは技術的な部分ですとか費用的な部分の検討に入れるような状況になってございます。したがって、我々も考えているとおりといたしますか、前定例会でのお話があったとおり、できる部分ということで、今後につきましては、段差や水たまりなどの問題解消に向けて、検討を進めていきたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

陳情の趣旨であります側溝の大幅な改良については、前回は議論しましたけれども、狭隘な道や、敷地が確定されていないことを考えると、相当数の時間がかかるのだらうなというふうに私どもは認識しております。来年度以降の、今回の陳情に対する建設部の考え方を伺いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

来年度以降、今後の建設部の考えということでございますが、先ほど申したとおり、今、検討を進めていくという状況の中で、お話ししていただいたとおり、予算措置、施工の時期からいっても今年度ということになりませんが、検討した中で施工が可能というような形になってくると思いますが、なれば全延長になるのか、また半分になるのかということは別としまして、次年度に向けまして着手できるように考えて、検討を進めてまいりたいというふうに現在思っております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、地域の皆さんが大変困っているというのは、私どもも視察してわかりましたので、先ほども申し上げましたように、今後、またできるところについては、少しずつでも結構です、前に進めていただくよう、また重ねて要請したいと思います。

◎地籍調査について

次に、地籍調査について伺います。

小樽市でも、ようやく地籍調査がスタートしているわけですが、まず、昨年度の実施内容を、事業費も含めて簡単にお知らせください。

○（建設）用地管理課長

地籍調査についてでございますが、まず、地籍調査は、国において十箇年計画を策定してございます。現在は、平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次十箇年計画というものが進行中でございます。第 6 次十箇年計画におきましては、なかなか都市部での地籍調査が進行しないということもございまして、国で都市部官民境界基本調査を 100 パーセント国費で調査を行うということでございます。これは、道路や、河川などの官有地と、民有地を区分する調査、これによる測量調査を国が実施します。それを受けて、市町村が調査をしてくださいという、一種の事業推進のための新たな施策というものが、その第 6 次十箇年計画の中に盛り込まれてございます。

小樽市におきましても、平成 24 年度からこの都市部官民境界基本調査という国の調査が、平成 24 年度には住吉町で、平成 26 年度には住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目、平成 27 年度、今年度は堺町で、それぞれ国により、その調査を実施しているところでございます。

少々前置きが長くなりましたが、本市におきましては、この都市部官民境界基本調査の測量結果を利用させていただきまして、昨年度におきましては、住吉町で官民境界等先行調査というのを実施しております。この官民境界等先行調査といたしますのは、道路とか河川とかの公有地に接している民有地のみを特定する調査でございます。昨

年度は、この調査に約 110 万 1,600 円の調査費用をかけて実施しております。

○高橋（克幸）委員

官民境界の測量がスタートして、昨年やっているということですね。

今年については、たしか 8 月に発注されていると思いますけれども、今年度の事業内容と事業費について説明をお願いします。

○（建設）用地管理課長

本年度につきましては、8 月 25 日に入札を行いまして、8 月 26 日から来年 2 月 29 日までの工期で、今年は一筆地調査というのを実施しております。この一筆地調査というのを少々説明させていただきますが、昨年行いました官民境界等先行調査というのが、実際に官有地、道路等の用地を測量した結果と、その中に公図等で登記されている登記上の寸法と現地、実測したものが非常に合わない。その官民境界のみを特定していくためには、民地の部分に大きく影響してきますから、各民地についても、全地を、全部の土地を計測して、民間の方々の立会を求めて用地を確定していく必要があるということで、昨年はその先行調査という国との民地境界だけを測量で出すということを考えておりましたけれども、一部方向転回しまして、全地を民地についても測量しなければ、位置を特定できないということで、本年度から一筆地調査というものを実施していこうと思っています。

それで、今年に住吉町、それから住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目につきまして、一筆地調査を実施してまいります。8 月に発注いたしました金額としては、610 万 2,000 円で実施しております。

○高橋（克幸）委員

調査の方針を少々変えたということでしたけれども、それで今後の考え方なのですが、そうすると官民境界は今後はやらないで、一筆地調査でその 1 街区の土地を決めながら一つずつ片づけていくと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

小樽市公図につきましては、明治・大正期につくった図面で、公図と申しましても、民間が測量して官側がそれの査定を行うという形で行ったものでありまして、そのときの測量技術も考えますと、今あるその公図と称している連絡査定図等につきましては、非常に現地と合わない部分が多くございます。それで、今後、調査を重ねていく上でも、この公図と現地は合わないことが想像されますので、今後は一筆地調査を行っていくという方針で考えてございます。

○高橋（克幸）委員

また今後、これまた長い事業になると思いますので、いろいろお聞かせいただきたいと思います。

◎除排雪について

それでは、今日、一番質問したかった除排雪について、質問させていただきます。

まず、報告のあった除雪計画について、何点かお聞きします。

4 番目の今冬の重点的に取り組む項目の中で、「①第 1 種路線及びバス路線となっている第 2 種路線」とありますけれども、このバス路線となっている第 2 種路線というのは、距離は幾らあるのですか。

○（建設）雪対策課長

現在押さえてございますのは、第 2 種路線のうちバス路線となっている延長が、約 2.6 キロメートルでございます。

○高橋（克幸）委員

では、第 1 種路線のほうは幾らなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

第 1 種路線につきましては、127 キロメートルでございます。

○高橋（克幸）委員

この①の読み方は、第 1 種路線は全てということでもいいのですか。第 2 種路線のバス路線というのは、260 キロあるうちの 2.6 キロメートル、1 パーセントということによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

もう一点確認したいのが、（2）に主要通学路とありますけれども、この主要通学路というのはどういうものを指すのか、説明してください。

○（建設）雪対策課長

基本的には、学校周辺の児童等が通う路線というところを考えてございます。要するに、学校周辺という意味合いでございます。

○高橋（克幸）委員

ということは、今、開設している全ての学校の主な通学路でいいのですか。

○（建設）雪対策課長

基本的には、開設している学校の周辺の通学路という御理解でよろしいかと思えます。

○高橋（克幸）委員

課長も知っているかと思うのですが、毎年、通学路については、相当の苦情が来ます。特に雪を置くところがないのに山になっていたり、そういうものが今年度は少しは解決度が進むということでもいいのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この通学路につきましては、今年度、重点的に取り組む項目として挙げさせていただいておりますが、従前からこれは項目として取り組んでいるところでございます。基本的には、教育委員会等とも連携をとりながら、情報をいただいて対応していきたいというふうに考えてございますが、昨年度と比べて格段によくなるというか、そこまでの対応ができるかどうかというのは、今この場では御説明できないということで御理解いただきたいと思えます。

○高橋（克幸）委員

それで、この計画に携わってきた参与とのかかわりについて、確認させていただきたいと思えます。

予算特別委員会も含めて、これまで議論されてきました。私は、参与のかかわりがなかなか見えてきませんでした。そういうことで質問させていただきまますけれども、6 月から 9 月現在まで、参与と、片山副参事が恐らく窓口でしょうから、この 3 か月の間に何日間、何回、延べ何時間打ち合わせしたのか、お示してください。

○建設部片山副参事

この 3 か月間の参与との打合せ内容でございますが、時間も含めてですけれども、具体的に意識して計測しているわけではございませんが、イメージ的にはほぼ毎日、何がしかの打合せを行ってございます。

打合せの内容については、電話での打合せもございまして、部屋での打合せもございまして、一緒に現場の視察も行ってございます。

何時間ということでございますが、ここもイメージ的な話で申しわけございませんけれども、1 日 1 時間以上は参与と打合せを行っているのかと思っております。

○高橋（克幸）委員

どういう内容だったかというのはわかりますか。もしわかっていたら、できればペーパーにして後でいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○建設部片山副参事

内容を後でペーパーということで、それは可能でございます。

打合せの内容としては、市長公約にかかわる内容の実現に向けての打合せが主でございます。

○高橋（克幸）委員

では、後日、ペーパーでお願いしたいと思います。

今日、総務常任委員会で、自民党の資料要求があつて、参与の業務日誌がありました。偶然私も見せていただきましたので、確認をしました。今、副参事、電話とかという話をしていたので、それは別にして、6月で言えば、片山副参事と名前が入っているのが3日間、それから雪対策課、建設部と入っているのが1日ずつ、合計5日間、それから7月の業務日誌では、副参事となっているのが6日間、それから雪対策課、3日間、8月は、副参事と書いてあるのが5日間のみです。今の副参事が言われた毎日のイメージというのは、これからは全く想像できないのですけれども、どういうことでしょうか。

○建設部片山副参事

先ほども御答弁申し上げましたけれども、電話での打合せも含めての話でございますが、その業務日誌には主な内容の打合せが記載されていると思いますので、細かい部分については、記載がされていないものと思っております。

○高橋（克幸）委員

副参事の言葉を疑っているわけではないのですけれども、どうも客観的に私に伝わってくる内容というのは、そういうふうに見えないものですから、では逆に言うと、毎日電話でやりとりしていたのですかという話になるのですけれども、そういうことでしょうか。

○建設部片山副参事

毎日ということではなくて、ほぼ毎日ということでございますので、一日のうちに何も話さない日もあります。そういうことで御理解いただきたいと思っておりますけれども。

○高橋（克幸）委員

いや、これ以上やりませんけれども、イメージの話の中で詰めていく話はできないので、副参事のお話は信じようと思うのですけれども、なかなか真意が伝わらないというのが正直な感想です。

◎除雪JVの入札参加受付の変更について

次に、予算特別委員会でもいろいろ議論になりました除雪JVの入札参加受付の変更についてです。

今日、資料要求をしました。この経緯について、資料にのっとして説明をお願いします。

○建設部片山副参事

お手元の資料に基づいてということで、入札等参加申請の経緯について御説明させていただきます。

まず、8月19日に、小樽市共同企業体による除雪業務の説明会を開催しますという案内を市内37社に発送させていただいております。8月28日にこの説明会を開催いたしまして、26社の御出席をいただいております。9月1日に新たな登録がございましたので、その登録の業者を含めて、登録のある38社に、新規登録が1社ありましたという御案内を差し上げております。予算特別委員会でも御答弁させていただきましたけれども、9月7日の夜に、道路除雪業務の入札参加申請の経過報告を市長へさせていただいたときに、少しでも除雪に携わる業者数を増やしてほしい、それから地域へのかかわりをさらに強めてほしいということの提案を受けまして、建設部の中で検討に入った次第でございます。

9月10日の夜に、その内容について市長に報告をさせていただいて、9月11日、正副議長、それから各会派の代表の方に、この入札参加要領の改訂についての御報告をさせていただきまして、今日9月17日でございますけれども、昨日の9月16日が共同企業体の受付終了日となっております。この申請については、保留ということで、改めて道路登録のある業者には御案内を差し上げたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

数字の確認ですが、最終的に登録業者は 38 社ということですね。

それで、8 月 28 日の説明会に 26 社しか来ていないというのは、どういうことでしょうか。

○建設部片山副参事

結果として、26 社の御出席をいただいたということでございます。その説明会の開催の日時に都合が合わなかった業者もいらっしゃるのかと思いますけれども、参加要領については、来なかった業者にも御案内を申し上げております。

○高橋（克幸）委員

この登録業者の中には、市外の方、要するに小樽市以外の方も入っているようですが、この方々は実際に除雪業務についたことはあるのでしょうか。

○建設部片山副参事

38 社のうち 2 社の方が市外の業者となつてございますけれども、今まで小樽市の除雪業務についたことはございません。

○高橋（克幸）委員

ということは、実質 36 社ということになりますね。それでいいですか。

それで、確認したいのは、この説明会、8 月 28 日に開催されましたけれども、この日程を決めて、市長には報告されましたでしょうか。

○建設部片山副参事

この日程については、市長への報告は行ってございません。

○高橋（克幸）委員

除雪というのは、今回、市長の大事な大事な公約の一つです、大きな柱です。なぜこの説明会の日程の報告はないのでしょうか。

○建設部片山副参事

この説明会については、例年開催している説明会でございますので、例年どおりの手続の流れで進んだものでございます。そういうことで市長への報告がなかったということでございますけれども、この開催についての専決については建設部長となっておりますので、そういう事情もありまして、市長への報告がなかったものでございます。

○高橋（克幸）委員

何か解せない話ですね。市長があれだけ公約で言っていたのに、説明会だからいいのだという感覚なのではないのでしょうか。ちょっと私には理解ができないかなというふうに思うのですが。

それで、9 月 7 日に市長からの提案、市長に報告したのですね。この市長に報告したというのは、どういう内容でしょうか。

○建設部片山副参事

9 月 7 日に議会の答弁調整の場がありまして、その中の答弁の中のフレーズの中に、この除雪業務の受付申請の説明会の記述がありまして、その内容を市長に報告したときに、市長からの提案を受けたものでございます。

○高橋（克幸）委員

では、伺いますけれども、その市長の提案というのは、具体的にどういうお話をされたのですか。

○建設部片山副参事

今のその入札参加申請の要領でありますと、共同企業体の構成員の参加要領の記載がありまして、そこは構成員が 2 社以上という記載になってございます。今回、新たに除雪拠点を増やすということで、構成員が 2 社以上であれば、業者に少しでも多く除雪業務に携わっていただきたいという中で、業者数が減ってしまう可能性がある。

そういうことで、少しでも除雪業務に携わる業者数を増やしてほしいというのが、提案の 1 点目でございます。提案の 2 点目としては、より積極的に地域にかかわることで、そういう地域の情報を理解すること、それから地域の方々から除雪に対して理解しているという評価をされるような状況を求めることの記載をしてほしいということで、提案を承っております。

○高橋（克幸）委員

それは、片山副参事にそういう話があったのですか。

○建設部片山副参事

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

では、副参事は、その市長の提案に対してどのようなお話をされたのでしょうか。

○建設部片山副参事

具体的に建設部の中で検討させてほしいということで、市長にはお答えいたしました。

○高橋（克幸）委員

業者には説明会の説明が終わっていますよね。9 月 16 日まで受付を終了しますという打ち出しもしている。9 月 7 日に、市長が、何か思いつきのようには私には聞こえませんでしたけれども、そういう提案があったときに、昨年の実績も含めて、今年は例年どおりで問題ないのではないですかということは、副参事からは出なかったのですか。

○建設部片山副参事

例年どおりということでございますけれども、これは一つの可能性として、今の要領で記載の中では、除雪業務に携わる業者数が減るといことがございましたので、それを確実に減らないような措置ということでのお話として理解をしたところでございます。現状については、昨年の状況は市長には御説明をしています。6 ステーションで 23 社の共同企業体の構成員数で作業をしているという話はさせていただいています。

○高橋（克幸）委員

いや、その副参事のお話は解せないですね。登録業者は 36 社あるわけですよね。昨年は 23 社が業務を行っていると。ずいぶん開きがあるのではないですか。どうしてその少なくなるということを言われたのでしょうか。

○建設部片山副参事

少なくなるというのは、今年、一つ除雪ステーションを増やしますので、全部で 7 ステーションになります。その中で、昨年 6 ステーションで行われていた、管理・運営されていた作業でございますので、7 ステーションになることによって、既存の行っている業者、実績のある業者が 23 社ございますけれども、その 23 社以外に増えない可能性もあるのではないかとということで、新たな業者の参入を促す意味でも、構成員数を増やすということでございます。

○高橋（克幸）委員

話がおかしくないですか。36 業者あるのですよ。昨年は 23 社なのですよ、そうでしょう。数だけでいけば、7 ステーションあっても、単純に割ると 5 社ですよ。どうして減るといふうに考えられるのですか。

○建設部片山副参事

参加要領の中では、構成員数が 2 社以上という記載がございますので、そういうことで例えば共同企業体の構成が、昨年の例でいくとおおむね 4 社で構成はされておりますけれども、一つ増えることによって、その一つのステーションの構成が減る可能性もあるということでございます。確かに登録は 36 社ございますけれども、その中で実際に昨年の実績がある業者数が 23 社、地域総合除雪に参画している業者が 23 社ということでございます。

○高橋（克幸）委員

副参事、話が矛盾していますよ。新規に促すと言っておいて、23 社より減るかもしれないとか、36 業者あるのにどうしてそういう発言が出るのか、私には理解できないのですけれども。では、新規に促すという言葉は違うのですか。

○建設部片山副参事

ステーションごとに考えた場合に、昨年の実績ではおおむね 4 社で構成されておりますので、その 4 社で構成されているという状況を維持するために、4 社ということで考えてございます。全体ということでない、一つのステーションの単位で考えてございます。

○高橋（克幸）委員

では、質問の仕方を変えます。

市長は、ステーションの構成員を増やしてほしいというお話をされたと言いました。この 2 から 4 になったわけですが、この 4 という数字はどなたがお話しされたのですか。

○建設部片山副参事

4 という数字は、建設部の中で検討した結果が 4 社という数字でございます。

○高橋（克幸）委員

その 4 にした理由というのは何ですか。

○建設部片山副参事

昨年の地域総合除雪の実績を見ますと、6 ステーションで 23 社の参画がされておりますので、おおむね 4 社ということで、現行の体制の維持を図るという意味で、4 社という数字を出した次第でございます。

○高橋（克幸）委員

だから、そこがわからないのです。前回の、要は説明会のときには、2 社以上ということで、皆さん業者に出していたわけです、例年どおりということで。予算特別委員会のその資料でも出ていますけれども、第 4 ステーション以外は全部 4 社になっているわけです。この方々は長年にわたって除雪業務を恐らく行ってきた業者でしょう。ですから、2 社でできるなんていうふうに思っている方は恐らくいないと思います。機械の関係、オペレーターの関係、地域の関係。そうであれば、わざわざ 2 社以上とうたってあるけれども、あえて 3 社、4 社となっているわけです。ですから、その 2 という数字を変えなくても、今までの実績どおり、そういうことでやれば全然問題はなかったのではないですか。

○建設部片山副参事

委員がおっしゃるように、今までの実績のその 4 社という体制を維持したいということで、4 社という数字を出してございます。

○高橋（克幸）委員

では、先ほどその新規を促すという言葉を使えば、5 社以上でもいいのではないですか。

○建設部片山副参事

登録ある業者は 38 社で、5 社ということになると、7 ステーションで言うと 35 社になります。前段で、私のほうで各登録のある業者、市内の業者ですが、個別にヒアリングを行っておりまして、運転手の確保ですとか、それから除雪の機械の確保、それから技術者の数について、個別に各業者にヒアリングしております。その中には、32 社以上は地域総合除雪を担えるという判断をしてございまして、5 社以上ということであれば、共同企業体の編成は難しいのかというふうには思っております。4 社であれば、4 ステーション掛ける 7 共同企業体ということでの 28 社になりますので、その中で十分共同企業体の編成は可能だという判断をしてございます。

○高橋（克幸）委員

5 という数字は、私はできると思っ
ていません。ただ出しただけです。ですから、では 4 ではなくて 3 でもいいのかという話になるわけですが、私は何でそんなに 4 にこだわっているのかなというの
は非常に不可解、そういうふう
に思っ
てずっと質問をしてきているわけ
です。

ちょっと質問を変えますけれども、今回の受付が終了して、受付方法を見ると持参ということで、皆さん役所
まで申請書を持ってきてもらったわけ
ですよ。今日、急遽、いや、実は保留になりますという、そういう通知を出すわけ
ですよ。この後は、ではもう一度説明会をやり直すのですか。

○建設部片山副参事

もう一度説明会を開催するということではなくて、もう一度資料については発送させていただきますけれども、個別の問い合わせに丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、その各業者に、なぜ 2 から 4 になったという具体的な説明はどのように行うのですか。

○建設部片山副参事

今、提出をいただいている 8 共同企業体がございますので、その 8 共同企業体の代表者の方に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほど、入札は 11 月初旬ということで後ろのほうにずれるみたいですが、実際、もう具体的には聞きませんけれども、7 ステーションの担当する J V について、現状で 4 社以上となっているのは何 J V なのですか。

○（建設）庶務課長

昨日受け付けした結果、4 社以上になっているのは、4 共同企業体でございます。

○高橋（克幸）委員

四つということは、3 J V は 3 社以下ということになりますか。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

私も業界にいましたので、この J V を組むとき、かなり大変な作業を行うわけ
です。せっかく今年はこれでいこうとか、例年こういう状況でということで、それぞれ出資比率を決めてお
金も出してやるわけですよ。そういうことで、3 J V が 4 社になっていない
ということを考えると、これはどのようにするのですか。

○建設部片山副参事

訂正をさせていただきます。今、8 共同企業体の提出がございまして、4 J V が 4 社以上ということ
でございますので、4 社未満という構成は 4 社になります。3 J V という
ことでのお話だったので。

各企業体の代表者の方に御説明を申し上げて、再度、その共同企業体の編成についてお願いを
したいということで考えてございます。

○高橋（克幸）委員

1 回説明をしておいて、締め切っておいて、よし、これで今年やるぞと出した J V に対して、納
得できるような説明はできるのですか。

○建設部片山副参事

今までの経緯も含めて、目的としては、冬の市民生活を支えるということが大きな目的になります
ので、参加される企業体の方には、その辺のこの除雪事業の意義を理解して
いただいて、また 4 社ということは、将来的な除排雪の体制を見据えた中での判断でもござ
いますので、御理解をお願いしたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

いや、副参事、逆の立場になって考えてください。唐突だと思いませんか。今までこうしてやってきて、決めて、さあ、これを出してくれと言うから出して、いや、これではだめですよという話でしょう。私は、市の業務としてやるような、そういうやり方ではないなと思いますよ。業者から言わせると、不信感になるのではないですか。出させておいて、それはだめですよということなのですよ。それであれば、では来年から 4 にしますので、今年はできるだけそれに近づけてくださいとか、それがこういう唐突な場合の処理の仕方ではないですか。私はそう思いますけれども、いかがですか。

○建設部長

今、御指摘の唐突感ということ、業者の立場、そういったことについては、私どもそういった御批判なりは甘んじて受けなければならないというふうに思っております。大変そういう意味では、改めてまた御迷惑というのですか、御苦勞をかけることになると思いますので、その点については、私ども内部の情報の疎通といいますか、そこら辺の結果も一つありまして、御迷惑をかけるということの批判については、甘んじて受けなければならないと思っておりますが、そういうこの冬の各ステーションごとの体制の維持、それから今後も多くの業者に参加していただいて、これからの除雪業務の体制を維持していくといったことの趣旨につきましては、私どもそういうふうに考えているところがございますので、その趣旨をきちんと説明して、御理解をいただくしかないと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

では、建設部長に聞きますけれども、今回のこういうふうに至った、若しくは非常に不誠実な内容についての責任の所在というのは、どこにあるのですか。

○建設部長

この業務の決定につきましては、専決権は私にございますので、それと市長にも通じていなかったということは一つございます。それにつきましては、私の責任というふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

納得はしていませんけれども、建設部長が責任をお認めになったので、私は業者に対して十分丁寧な説明と、二度とこういうことがないようにぜひともお願いをしたいと思います。

私は、要因の一つには、やはり唐突に出た市長の提案があるのではないかと思いますよ。皆さんはそういうふうにおっしゃらないけれども、全て何か建設部が悪いようなお話になっていきますけれども、確かに組織上そうなるかもしれません。ですけれども、そういう意味では、どうも市長の政策というのは、あまりにも突発的な拙速性のあのものばかりだなというふうに私は印象を持っています。

いずれにしても、入札に非常に影響が大きいので、3JVの方々には、恐らく電話という話にはならないでしょうから、直接伺って事情を説明して、いつまでに結論をもらうということになるのですか。

○建設部片山副参事

まず、これからの連絡になりますけれども、金曜日中には、各JVの代表者の方に御説明を申し上げたいと思っております。要領の発送については、できるだけ早く行っていきたくて思っております。

編成期間については、営業日日数で10日間をとるように考えてございます。今の予定でいきますと、10月7日を再応募の締切りにしたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

最後になりますが、先ほども申し上げましたけれども、こういう拙速なやり方というのは、基本的には私はしないほうがいいと思うのです。冬が迫っていますから、どうしても4社でやらなければならないという理由がよくわからないのですけれども、どうしてもそういうふうに進めるということですから、これはやむを得ないかもしれま

せんが、先ほども言ったように、きちんとその状況、それから業者の状況だとか、それから準備の段階のことも踏まえて、十分検討した上で今後やっていただきたいと思いますし、二度とこういうことがないようにお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○林下委員

◎資料要求について

質問をする前に、ただいま資料の説明があったのですけれども、私も建設常任委員会の副委員長という立場で、事前に理事者の皆さんからお話をお伺いしました。それで、そのときに、この地図では非常にわかりづらいから、1種路線、2種路線、3種路線の色分けをしたステーションごとの地図を示してほしいと、出してほしいというお話をして、それは了解ということで私は受け取ったのですけれども、どうして資料は出せなかったのですか。

○（建設）雪対策課長

事前の説明をさせていただいたときに、その路線の1種路線、2種路線、3種路線と色分けした図面、これを資料に添付できないかという相談を受けまして、その際、私どもでこういう資料で添付する際には、どうしても小さくするとほとんどが潰れて見えなくなるということで、この区域分けを勘案した図面と、それからそれに対応した各エリアの路線表をもって資料とさせていただきたいということで、私はそういうことで御了解いただいたと思っ
ていまして、こういった資料を出させていただいた次第でございます。

○林下委員

私は、そういうお話をしたときに、ああ、それではA3くらいに拡大してつくれば、資料はありますから出せませよと言ったのは、そちらのほうですよ。先ほど、ほかの委員からもさまざまな質問がありましたけれども、私もそういうものの資料が今日出るのですねと。そして、その資料に基づいて質問しますからと言っているはずなのだけれども、どうしてそういう解釈になるのですか。

○（建設）雪対策課長

せんだってレクチャーをさせていただいたとき、間違いなく林下委員から、路線の図面についてわかる資料を添付していただけないでしょうかということ、私、一回お受けはしてございます。それでその際に、路線表というのは、本当にA1版とかという大きい図面になっていまして、それは縮小してもほとんど潰れてしまっていてわかりづらくなるものですから、それで区域と分けた図面と、その区域に対応した路線の一覧表といいたまいますか、その1種、2種、3種の路線の延長、これを整理した表でよろしいでしょうかというふうにお願ひしたつもりでいまして、それで了解いただいたという認識でいたものですから、このような形になったのですが、意図しているところが違えば、私の聞き間違いということですので、その部分で言うと、おわびをさせていただかなければならないものというふうに考えてございます。

○林下委員

いずれにしても、皆さん常任委員会のメンバーとして、より詳しく1種路線、2種路線、3種路線が、そのステーションごとにどのような路線が該当しているかというのは、非常に重要なことでもありますから、後ほどでもいいですから、何らかの形で資料として出していただきたいと思います。

◎雪堆積場について

それともう一つ、第4ステーションの関連だと思うのですけれども、御膳水の雪堆積場の関係については、土地の所有者から契約解除の申入れがあったとお聞きしました。そのために使用できなくなるので、9月末までに示すということで私どもは説明を聞いていたのですけれども、先ほどの委員の説明に対しては、11月初旬までにやると

いう話でしたけれども、これはどこでこういう食い違いができたのですか。

○（建設）雪対策課長

まず、先ほどの雪堆積場、こちらについては、道路管理者の雪堆積場ということを考えてございまして、これにつきましては、まだ少し時間があるということで考えてございまして、11月ぐらいといいたいでしょうか、そのぐらいまでに整理をしたいということでございます。

御膳水につきましては、市民に開放している雪堆積場になりますので、こちらは早めに決めていかなければならないというふうに考えてございます。それで、私ども目途としては何とか9月中に整備をし、そして11月から懇談会に入っていきますので、その際には市民の皆様を示していかなければならないということがありますので、今、まさに調整中ということで御理解いただきたいと思っております。

○林下委員

◎住宅エコリフォーム助成事業について

それでは、まず住宅エコリフォームの助成事業について、先ほど説明がありましたし、私どももいろいろ問題提起をさせていただいた点については、十分踏まえた説明だと思っております。

それで、問題点としては、従来のリフォーム助成制度と今回の新しいエコリフォーム助成制度との違いなどについて、市民も業者もやはり何が違うのかというところがなかなか理解してもらうのに時間がかかると。私も従来のリフォーム助成事業で、例えばソーラーパネルについてはどうなのですかと質問したことがあるのですけれども、事前に打ち合わせて、私どもの会派の中でも、いや、それは項目にはないなという認識だったものですから、事前に問い合わせたら、そういうものはありませんというふうに言われたものですから、ところが委員会の中で、実際は利用実績が全くないということです。項目はあるのだけれども、実績はないと、こういうことであります。そういうことでいけば、それを事前にきちんと本当に業者によっては、こういう例えば窓の断熱するには非常に得意だけれども、ソーラーパネルのほうはあまり得意でないとか、いろいろ事情はあると思うのですけれども、全てやはりそういうものを踏まえた中で理解をしていただくことが重要だと思うのですが、その点についてどうお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃられたように、前回のリフォーム、今回のエコリフォームということで、混同する業者もおられるかとは思いますが、来月10月に、市内の建設関係団体で断熱材や省エネ機器に関して、技術的な技術講習会を開催する予定がありまして、その場をかりて私たちも本事業の制度や内容を周知したいと考えております。

また、予算内示後の来年2月には、事業者説明会ということで開催してまいりたいと思っております。できるだけ何でも早い時期に、市のホームページですとか広報おたるですとか、そういうものに掲載して、早い時期に周知とか、そういう内容を知らせていきたいと我々は考えております。

○林下委員

市民もいろいろな例えばこういう周知をすることによって、ああ、それだったらやってみようかなという人もたくさん出てくると思うので、その点についてぜひしっかりと事前にアピールをしていただければというふうに思っています。

それで、先ほどもお話がございましたけれども、今年度の予算が見送られたということもあって、来年度の予算措置の考え方は第1回定例会で示すというお話はございましたけれども、私は希望的な観測も含めて、非常に応募者がたくさん出てくるのではないかと考えております。今回、先着順に受付になるという制度改正もありますから、例えば1次を受け付けたら、1か月もたたないうちに予算が底をつくというようなことも起きるのではないかと私は想定をしているのですけれども、皆さん方の認識とあるいは補正予算なども含めた対応について、どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃられるように、すぐいっぱいになれば、非常にうれしい悲鳴というような感じも私は個人的にはしていますけれども、今回、抽選でなく先着順ということで、これは市内建設関係団体のヒアリングの中で意見があつて、予算内でもいいから先着順で行ってくれということで考えております。それで、先着順ということで考えました。以前の説明会でも、事業の予算額として 500 万円ということではありますが、これは過去 3 年間の、今までのやったりリフォーム助成の中から、エコに該当するようなものを引っ張り出して、それで予算組みを想定してまして、これで大体いけるのではないかと考えていますので、今の段階では予算いっぱいになった時点で終了ということでは考えております。

○林下委員

なかなか難しいとは思いますが、例えば本当に 1 か月で予算が底をつくような事態ということがもし起きたら、何かお考えをいただいている気持ちはあるのですか。

○（建設）建築住宅課長

実際、予算額に達した地域ですとか、これから相当数が見込めるということであれば、またその推移を見て考えていかなければならないのかというふうに考えております。

○林下委員

500 万円という予算ですから、非常に多いか少ないかわからないですが、ぜひ市民の要望にはできるだけ応えるような体制を組んでいただきたいと思います。

◎既存街路防犯灯の LED 化推進事業について

次に、LED の防犯灯に関しまして、これは初めて取り組んだ事業でもありますし、理事者の皆さんも大変な御苦労があつたと思いますし、私も小樽一小さい町会の会長として、実は皆さんに大変御迷惑をおかけしております。そういう意味では、先ほどの報告では、初年度の事業としてはおおむね計画どおり進んでいるということで、理解をいたしました。

ただ、説明会の資料なども改めて見てみますと、やはり気づく点も実はありまして、私も例えば南樽地区の連合町会だとか、そういった場でいろいろこういった話題を今まで市の考え方を提供してきた経緯もありまして、各町会では市からの助成は 90 パーセントあるのですというふうに認識をされて、それを前提に町会の予算を組んでいたところというのが実は非常に多いのです。それで、例えばワット数によって補助率に上限があるということの理解を失念していた町会もあったというふうに聞いておりまして、またそういった前提でほとんどの町会が 20 ワット以上の工事をしているというふうに聞いているのですけれども、やはりそういう実態になっていきますでしょうか。

○（建設）庶務課長

今のワット数の状況でございますが、これはまず、その路線での街路灯の数にもよりますし、どの程度の道幅を照らすかということもございまして、そういった中で各町会の皆さんは電気事業者の方々と相談されながら、そのワット数を定めておりますので、今、申請をいただいている中身を見ますと、10 ワットの部分とその 20 ワットの部分、ここが重点的に取りつけられているという、そういった状況で見えています。

○林下委員

電気の施工業者に対する説明会の中で、やはりここは 10 ワットが適当だとか、あるいは 20 ワットが必要だとかという指導といいますか、何かお話、事前の打合せなどはあつたのでしょうか。

○（建設）庶務課長

私は、6 月に本職に異動になってきましたが、聞いている限りでは、そういった業者に対しての説明会は開催してこなかったというふうに確認しております。

○林下委員

それでは、施工した業者と町会単位の判断という結果だというふうに理解していいですね。

それで、まだ今後 2 年間工事が続くわけですから、やはり今言ったように、いろいろな町会もなかなか理解が進んでいないとか、誤った解釈をしているとか、いろいろそういった問題点や課題があったと思うのですが、この事業をあと 2 年間推進していくに当たって、今回、ほぼ 1 期目の工事は終わったということ踏まえれば、どのような今後、改善とかあるいは問題点というのを認識されているのか、お考えを示してください。

○（建設）庶務課長

委員も御存じのように、今回の LED 化の事業につきましては、申請についても、申請書の書き方、そういったものが非常に複雑であったということで、林下委員もたびたび当職のほうまで足を運んでいただいたということ、私も鮮明に覚えております。そういったことから、この説明が十分だったかどうかというものについては、なかなかつくった様式に技術的、専門的なものがかなり含まれていたという、そういったものを我々も、今、反省しているところでございます。ただし、この申請書につきましては、3 年間の計画を今年度に出していただくという、そこが一番大変な作業でございますので、次年度以降につきましては様式も簡易になるという、そういったことから、町会の皆様の負担が少しでも減るのかというふうに考えております。

それとあと、先ほど委員からの質問にありました工事費の単価の部分、ここはやはり町会の皆様が、あまり理解をされていない部分がございます、少々問題のある言い方かもしれませんが、業者の方々の言いなりになっている、そういった部分も多少あったかというふうに思います。ただ、その部分については、我々も必ず複数の事業者の方から見積りをとるようというお願いをしておりますし、補助基準枠を大きく上回っている分については、この部分についてはかなり高いですねと、補助金はここしか出ませんよという、そういう話をされた中で、町会の皆さんはとりあえずこれまでの事業者とのおつき合いとか、そういったことで納得されて申請はされてきたようでございます。

ただし、まだこれから 2 年間、あと 3 分の 1、3 分の 1 の 2 年間、町会の皆様の費用の負担をしていただきながら、LED 化を進めていくということを考えますと、この工事費の今回の部分につきましては、これを改めて次年度の御案内をするときにはもう少しはっきりとわかる、そういった資料をつけながら、これを参考に事業者の方を選定いただきたいとか、あとは事業者の方と交渉していただきたいとか、そういったことをお伝えさせていただきたいと思います。

今後とも町会の皆さんと十分、我々も町会に赴くだとか、あと十分懇談をしながら事業の推進を進めてまいりたいと考えてございます。

○林下委員

皆さんも御承知のとおり、町会の役員も非常に高齢化が進んでおりまして、専門的なベースで説明されてもなかなか理解できないというケースが結構あると思いますので、ぜひその点について十分配慮をしていただきながら、今後の事業を進めていただきたいと思います。

◎除排雪について

それでは、除排雪計画について、先ほど来、質問が続いておりますから、少々重複しない部分で御質問をしたいと思うのですが、市長は再三にわたって参与は指揮命令系統に入ることはないのだという説明をしておりますが、どうも先ほどの参与のお話を聞きますと、連日会議という形でやられているというふうに受け取れるのです。例えば入札の説明会などにも出ているという話です、それ自体私は指揮命令というか、そういったものには直接かわることはないと思うのですが、微妙に影響を与えることではないかと思うのですが、建設部の皆さんとしては、そういうふうには感じておりませんか。

○建設部片山副参事

参与については、入札にかかわることはございませんので、特に、今、委員が御心配されているようなことは無いと思っております。

○林下委員

それでは、説明会にも入る必要はなかったのではないかとと思うのですけれども、それはどうですか。

○建設部片山副参事

8月28日の説明会でございますけれども、参与については、会議の会場にはいらっしゃいましたけれども、発言もなく、その説明会自体は1時間ほど続いたのですけれども、途中で退席された状況でございました。

○林下委員

先ほどの高橋克幸委員の質問に対してもあったのですけれども、突然JVの関係を2社から4社にということで、予算特別委員会の説明では、この判断は市長から提案があったとお聞きしました。そして、結果的にその理由はオペレーターも確保しやすくなる、あるいは除排雪機器の確保もしやすくなるというような説明だったというふうに私は聞いていたのですけれども、8月28日に入札の参加者に対する説明会では、1か所のステーションの増設があるということで、いわば10年来続けてきた入札の条件などについては、変わらないというふうに説明をされたということではないですか。

○建設部片山副参事

8月28日の説明会では、除雪のステーションが一つ増加になりますと、全体で七つになるという説明をさせていただいています。そのほかの応募要件については、前年と変わらないということでの説明をさせていただいてます。

○林下委員

私の記憶では、9月10日に、予算特別委員会で佐々木委員から除排雪の計画について、入札条件などに変更はないかという質問をしております、変更はないというふうに答弁をされております。それで、その晩に副参事から私に、実は変更をするというお話が突然に、私どもにすれば、何で急にこんな突然話が数時間のうちに変わるのだというように驚いたのですけれども、市長がその決裁をされたということで、このことに参与からのアドバイスがなかったというふうに、どこかで発言があったと思うのですけれども、それでは市長が単独でこの判断をされたのか、その辺は事実としてどうなのでしょう。

○建設部片山副参事

市長への報告は、9月10日の夜に行っております。そのときには、建設部と市長との中の話でございます。そこに参与は同席はしてございません。

○林下委員

それでは、市長公約では入札改革ということも訴えられているわけですが、その入札改革というのが、先ほどお話したように、市がこれまで恐らくは入札の説明会に至るまで、市長も参与も含めて皆さんが非常に苦勞されて説明会を迎えたという経緯を考えれば、突然、市長が入札条件を変更するということを言い出したということで、その決断をすること自体はもう突然ですから、何でそんなことになったのだろうということは、皆さんはあまり感じなかったのか、これが入札改革という公約の意思表示だったのか、その辺はどうお考えですか。

○建設部片山副参事

入札改革の一環という捉え方ではなくて、よりきめ細やかな除排雪を実現するために業者数を増やしたいと、オペレーターの確保ですとか機械の確保、それから業者数を増やすことによって、将来の除排雪体制を見据えたときに、業者の育成も含めて業者数を増やしたほうが良いということでの捉え方でございます。

○林下委員

副参事に重ねて畳みかけるような質問は非常に心苦しいのですけれども、一つには、1ステーション当たりの業者が増えることによって、利益が下がるのだという御判断は示されましたよね。そういった意味から、事業者にとっては、非常に大きなデメリットのある提案だというふうに思うのです。もちろん私から申し上げるまでもなく、今、除排雪の事業者というのは、オペレーターの不足であるとか、あるいは技術継承に大きな課題を抱えているということが指摘をされておりまして、やはりその利益の低下ということは、事業運営もさることながら、オペレーター不足というのは、やはり労働条件や賃金が非常に今の若い人には受け入れられないということで、そういう職に人が集まらないという結果でもあるとされているのですが、結局、そういうことで入札の1社当たりの利益が下がるような条件提示をされて、本当にこれから入札に応募してくるあるいは辞退したいということが起きるのではないかと思うのですけれども、その点についてはどう考えていますか。

○建設部片山副参事

確かにデメリットということで、1社当たりの利益が減るということで、予算特別委員会でも申し上げましたけれども、今回、4社以上にするとということは、今後の除排雪体制を見据えたときに、よりきめ細やかに除雪を行うと、これは、市民生活を支えるための措置ということで考えてございますので、市内の道路除雪を行っている業者にもこの趣旨を理解していただきたいということで説明をさせていただきたいと思っております。

○林下委員

私もいろいろな議論はありましたが、昨日の予算特別委員会で、予算そのものについて条件をつけましたけれども、通す理由というのは、市民生活に影響を与えたら大変なことになるということでそういう判断をしたのですが、やはり私はどうも納得がいかない点のもう一つは、この資料を見ても、やはり第2ステーション、第3ステーション、第7ステーション、ここが変わりますよね。この変わった面積とか、あるいは道路条件だとか、そういったものが微妙に影響して、先ほどお話ししたように、各ステーションとの利益といたしますか、どうもこの地図を見る限り、その差が大きく出てくるのではないかと考えます。ですから、私はこういったより詳しい地図をお願いしたのですけれども、利益といたしますか、対価といたしますか、そういったものはアンバランスというか、そういうものが生じることはないのか、あるいは今の入札の段階で、どういう説明をしようとしているのか、あるいは事業者が理解をできるようなお話になっているのか、その点については、今どのようなお考えですか。

○建設部片山副参事

先ほども少し答弁させていただきましたが、やはり委員もおっしゃられるように、冬の市民生活を支えると、安心で安全な市民生活を確保するということが大きな目的でございますので、確かにその1社当たりの業者の利益は減ることになるのかもしれないのですけれども、その点については丁寧に説明をして、市民のためにとこの趣旨を理解していただきたいと思っております。

また、業者数についても、オペレーターの確保、それから機械の確保を容易にするという観点もございまして、先ほども答弁しましたがけれども、我々も将来の除排雪体制を見据えたときに、業者の育成ということは非常に重要な点だとは思っておりますので、これを機会に業者の育成も力を入れていきたいと思っております。

○林下委員

最後に、どうも私も副参事の御説明について、じっくり落ちないところがあるのですが、一つには、参与は先ほど毎日のように会議で顔を合わせているというふうに言われましたけれども、実はその除雪懇談会と入札の説明会の2回のみだという予算特別委員会では答弁されているのですが、それは対外的な会議という意味で、この2回と言ったのですか。

○建設部片山副参事

対外的な会議に出て、除雪の関係ですと、第1回目の除雪懇談会と、それから共同企業体の説明会という意味で

の内容だと思えます。

○林下委員

いや、私は予算特別委員会の議論と、そういったところに少々そごが生じて、非常に不信感を招いているというふうに思うのです。ですから、参与の役割あるいは権限あるいは責任、そういったものは市長は全くないのだと言っていますから、そういった意味で皆さんが判断をするに当たって本当に参与が必要なのか、あるいは必要でないのか、あるいはどういう役割を果たして、そして会議ではどういう発言をしているのかということが、非常に不信感を持たれる原因になっていると思うのです。ですから、そういう意味ではきちんとそういう説明をできるようにこれからもしていただかなければ、ますます混乱をするのでないかと私は思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

民主党の質疑を終結し、石田博一委員に移します。

○石田委員

◎除排雪について

それでは、先に除排雪について質問させていただきますけれども、少し視点の違った見方をさせていただいております。除雪の出動基準が 15 センチメートルから 10 センチメートルということでございますけれども、当然小まめに出るということとなりますから、出動回数が多ければコストはアップすると、普通に考えると、そういうことなのではございますけれども、そこで私、市内の非常に丁寧に仕事をされる業者、評判のそういうところへ行って少々お話を伺ってまいりました。そうしますと、おもしろい御意見をいただいております。確かに除排雪の部分ではアップするとしても、小まめに除雪することにより、1 回の置き雪処理の市民の負担が軽減されることや、それから圧雪状態で道路にたまる雪の量が減ることにより、がたがた路面もできにくくなるという、こういうメリットがあるのではないかとことです。ですから、今回は路面整正をするという部分にも多くの予算を割いているようでございますけれども、思ったほど使わなくて済むのでなからうかということのようでございます。あくまで天候次第ということで、どんどん降ったのでは、これは最初からもう比較にならないことですから、あれですけれども、例年どおりということであれば、あくまで天候次第ということは否めませんが、市民も協力して置き雪を小まめに処理するわけで、まして天候によっては解ける速度も速くなる、つまり一気にがと積み上げるのではなくて、少しずつ積み上げていくわけですから、市民も処理しやすいですし、解ける速度も速くなるのではないかなど。また、排雪にかかわる、それはいわゆる雪堆積場の今回狙っている効果と相まって、必ずしも上がる要素にはならない。ですから、平成 26 年度の 585 センチメートルの量で試算した 18 億 3,000 万円という数字が出てまいりましたけれども、これは必ずしもそこにはかない可能性はありますということを言われてまいりました。

これについて、どういう御見解、考えますか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

今、石田委員から例示のごございました今回の基準の見直しに伴います恐らく排雪の費用の増加、これのもう少し低減分もあるのでないかということでございますけれども、私どももこの 2 種路線の基準を変更するに当たりましては、除雪は単純に 1 回走れば幾らということですので、お金の見極めはしやすいのですが、排雪は路線の幅員、沿道条件、それから勾配等々、いろいろな条件によってかなり変わってくるのではないかとというふうに考えてまいりまして、この辺で少し不透明な部分とは思っております。それ以前に、試行ということでいろいろと検証も加えながら今回取り組ませていただくということで考えているのですが、今、何点かいろいろと軽減に効果がある例示を出していただきましたけれども、やはり路線とか気象条件によっては、そういった効果も見込めるのではないかとというふうには思います。ただ、降雪の量にもよりますし、狭隘路線になってきますとなかなか難しい、横に積むこ

と自体ができないという状況もございますので、これについては、路線路線で状況は変わってくるものと思っております。ただ、私どもとしては、今回、試行で取り組む中で、こういった、今、御指摘のようなところも考えつつ、基本的には現場管理をきっちり行って行く中で、基準見直しをかけますけれども、少しでも費用の増加に抑制をかけられるように指導というか、工夫を懲らしつつ現場管理を行っていきたいと考えてございます。

○石田委員

そうなればいいなと思っています。

それと、先ほど来から、小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請書提出要領の一部改訂についてということについても触れようと思ったのですが、もう既に高橋克幸委員、林下委員より質疑応答がございましたので、私からはこれは控えさせていただきます。

それで、この変更点のところだけ少々触れさせていただきますが、このいわゆる 2 社から 4 社ということでありませけれども、これは単純に業者の数ではなくて、実際にそこに配備される重機の数とオペレーターの数的大事だと思うのです。2 社であっても、力のあるところはその規定の台数を用意できるかもわかりませんし、ただ、森井市長のお考えでは、より多くの業者を参加させたいという意図もあって、これ 4 社というふうに変えたのでしょうか。

そこでお尋ねしますけれども、事前に私のほうで資料をいただいています、タイヤドーザやモーターグレーダ、それから散布車、ロータリ車のこの配備の台数の規定が、各ステーションごとに載っている資料がございます。この状態で、細かくは聞きませんが、今回の森井市長の小まめな除雪、これに対してきっちり対応できるという試算でこの台数なのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○（建設）雪対策課長

今回、示させていただきました委託の概略内容に、各機械の台数等、記載してございますが、基本的にこの除雪にかかわる機械、タイヤドーザ、それからグレーダ、これにつきましては、昨年度、特に厳しかった 12 月ぐらいの雪の状況もある程度考えた中で台数を示してございますので、そういった昨年の 12 月程度ぐらいの雪であれば何とかついていけるのかというか、対応できるのかというふうに考えてございます。ただ、ロータリ関係につきましては、市から貸与させていただきますが、こちらは今年増備ができなかったものですから、現状のロータリをいろいろと振り分けしながらこうやったということでございますけれども、この辺が少し心配な部分がございますが、私どもとしては、今回のこのロータリの稼働力を上げながら、上手に対応していきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

○石田委員

それでは、除雪の最後の質問になりますけれども、業者のモラルについての質問でございます。いわゆる丁寧な仕事、ぞんざいな仕事ということでございます。特に、置き雪については、平成 26 年度、私の居住地でも少々ひどいことがありましたので、業者の方への指導は徹底していただきたいということと、説明会などでそのようなことを言っていたらと思うのですが、そういうことは可能かどうか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

置き雪の問題についてでございますが、基本的には置き雪につきましては、市民にお願いするというのが私どもの基本的な立場でございますけれども、やはり置いていく雪の量ですとか、それによっては業者というかオペレーターによっては差が出たり、また本当に重たい雪を置いていくという実態もあって、それが市民からの苦情につながっているということもございます。私どもとしては、基本的には置き雪は皆さんにお願いするという立場なのですけれども、その中にあるけれども、なるべくそれが大きな雪にならないようにとか、もう少し工夫を凝らして減らせるのであればそういった対応も考えていただくとすとか、そういったことについては、今年度、私ども除雪対策本部のほうも強化させていただきます、現場担当員もある程度目が届くようにもなってきますので、そういった状

況を確認し、そういった場で指導しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○石田委員

今の部分に少しつながることなのですけれども、平成 26 年度までは 6 ステーションで 3 名の指導員というのか、チェックされる方とお聞きしていたのですけれども、ところが本年度 27 年度におきましては、それを 14 名ですか。違いますか。8 名ですか。いや、2 交代ですですから、延べ人数がそのステーション数の倍になるというふうに。ちょっとお聞きしそびれたので、それは違いましたか。

○（建設）雪対策課長

私ども除雪対策本部の中のステーションを管理している担当員のお話かと思えますけれども、平成 26 年度では、雪対策課の中に、係長を外しますと 3 人の担当者がありまして、この 3 名で六つのステーションを担当し、指示をしていたという状況でございます。そういう中もありまして、やはり市民の要望等も多くなってきている中で、現場指示もなかなか見て回れなくなっているという状況もございましたので、本年度から対策本部を強化させていただくということで、今、これから具体的なこの対策本部の形というのを詰めていきますけれども、基本的な考え方といたしましては、1 業務といいましょうか、1 ステーションに 1 人の割合で人数を確保できるように、ですから、今回は 7 ステーションで、今、予算をお願いしておりますけれども、7 ステーション、プラス雪堆積場の管理業務もございますので、それで 8 件の委託業務があるということで、それぞれに 1 人対応できるような形で何とか人員強化を図っていきたいというところで、今、詰めているところでございます。

○石田委員

◎小樽建設事業協会顧問団規約について

水道局長と事前にお話しさせていただいた件なのですけれども、水道局長に答弁をお願いしたいと思います。

まず、局長は水道局の局長なのですが、これまでに建設部長の経験もございまして。昔の経緯もお聞きする点があるので、水道局長にお願いすることにいたしました。

四つばかり質問がございまして。一つ、小樽市内には、建設業を営む方が組織する団体としては、どのようなものがあるか、お示しいただきたいのです。

○水道局長

市内に建設業を営む企業が組織した団体もたくさんあるのかもしれませんが、私が承知している範囲でお話をいたしますと、小樽と後志地域に本社等があります建設業等企業が組織した団体として、小樽建設協会がございまして、小樽市内の業者が組織した団体としては小樽建設事業協会、さらには同様に小樽市管工事業協同組合ですとか、小樽電設会というような団体があるというふうに承知してございます。

○石田委員

それで、今出てきた中の小樽建設事業協会ですけれども、この協会から、小樽市に対して何か要望だとか意見交換を行うかどうか、そういった経緯があれば、お聞かせいただきたいのです。

○水道局長

私は昔のことは承知してございませんけれども、平成 23 年度からのこととお答えをさせていただきますと、23 年度には事業協会から要望書が提出されたとか、25 年度には懇談会、昨年度は、名称が少々違いますけれども趣旨は同じで、意見交換会を開いているところでございます。

○石田委員

それでは、三つ目の質問になります。その昨年の意見交換会が開催されたということですが、そのときの建設事業協会側のメンバー、そしてそのとき対応された市のメンバーはどのようなメンバーだったか、お知らせください。

○水道局長

昨年の意見交換ですけれども、建設事業協会は会長、副会長、理事の方を含めて全員で 10 名の方が御出席をされていますし、市で出席しているのは私と財政部長、建設部長等 9 名の者が対応しているということでございます。

○石田委員

そのとき、どのような内容のお話だったのか、記憶はございますか。

○水道局長

事業協会からは、工事の早期発注ですとか適正な入札予定価格の設定、さらに余裕を持ったといいますか、工期の設定について御要望があったということでございます。

○石田委員

最後の質問になります。例えば、市議会議員の方から、小樽建設事業協会の活動に関して何か申入れがあったり、御要望があったり、そういった事実はございましたか。

○水道局長

私が知っている平成 23 年度以降でございますけれども、それについては、全くそういう御要望だとかということはないというふうに承知してございます。

○石田委員

質問はここまでなのですが、実は、昨日、議会事務局に、このような匿名のお手紙が届きました。小樽市役所内石田博一議員様ということで。その中に、これはこれからというか、ただいま調査中で、まもなくこの質問を終わりにいたしますけれども、小樽建設事業協会顧問団規約という文章がここに載っています。これは、目的としては、「1、小樽建設事業協会の顧問団は国・道・小樽市の建設業界を取りまく様々な行政課題を深く認識し協会の発展に寄与すること。」「2、そのために、情報交換、意見交換、予算概要、要望活動などを積極的に行い協会および事業者の発展に寄与すること。」、これは特に問題ないです。ところが、ちょっと下のほうに、「小樽市の行政課題については特段の注視を行い、顧問団相互の連携を深め協会の不利益が発生しない様に努めること。」、こういうふうになっております。そして、その下に現職の市議会議員数名と元議員の方が 2 名、連名でそこに載っております。これは、とり方によっては、私はそうではないと思うのですが、いわゆる圧力をかけているかのような、そのような集団というふうに捉えられます。ただし、これは昨日届いて、ただいま調査中でございます。今日はこの辺でやめますが、機会を見て、またこれは皆様方に投げかけていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

石田博一委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 34 分

再開 午後 5 時 07 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修についての採択を求める討論を行います。

2015 年第 2 回定例会において陳情があつて、4 月 2 日、建設常任委員会と建設部の皆さんとともに現地視察を行

い、陳情者をはじめ地域の皆さんの話も伺ってきました。この側溝は改修が必要とされる場所は、道路の片側のみに側溝が敷かれているわけですが、約 110 メートルの区間で現状は道路の舗装がやせ細り、側溝が高くなっていると。道路上の雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住地域内に流れ込む状態になっています。この状況を打開するためには、道路の舗装を高くすることで、現在設置されている側溝に流すことです。しかし、道路に傾斜をつけることによって居住者側を高くしなければならず、その場合、新たに道路、私有地に段差が生じることになります。根本的に解決するためには、現在、片側のみに設置されている側溝を居住者側にも設置する必要があるとのことです。

このたびの陳情に当たっては、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することは困難であると御理解いただいたものと思われます。年次計画の中で臨時市道整備事業に組み込まれて、できるだけ早い時期に着工するよう対処すべきだと思います。当面の対処として、舗装を上積みして、住宅の方向に流水することをとめることが必要です。当面の対処を進めながら、臨時市道整備事業などを利用して、根本的な改修が必要だと思います。その後、建設事業課と陳情者の話し合いが行われており、陳情者としては、すぐに改修・改良ができない場合、オーバーレイなどの応急措置など対処願いたいとの意向もありました。当面の対処を進め、根本的改修に向けて陳情を取り上げていただくよう求めて、皆さんの同意をお願い申し上げる次第です。

以上で、討論を終わります。

○前田委員

自民党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、継続審査を求める討論を行います。

この地域の抜本的な雨水処理については、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備など、多額な費用を要することから、検討を要する部分も多々あり、軽々に判断するべきではないと考えております。

仮に、私どもの主張する継続審査が否決された場合には、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

詳しくは本会議場で述べさせていただきます。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、継続審査を求める討論を行います。

これまで現地では当面の措置として、一部の舗装面の補修や舗装の水たまり処理のため、一部側溝の脇のコンクリートの溝切りも行われてまいりました。本日の委員会質疑においても要望をいたしました。引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。

しかし、この道路は狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めて、もう少し時間をかけて審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第 4 号について採決いたします。

採決と決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。